

午前十時 開議

○富田委員長「ただいまから文教厚生常任委員会を開催いたします。

本日の審議に当たり、お手元に本委員会に付託された全議案、請願一覧及び執行部提出による議案の説明要旨と請願及び陳情に対する現状と対策をお配りしております。

これより質疑に入ります。

通告に従い、順次発言を許可いたします。

○下田委員「おはようございます。県民ネットワークの下田寛でございます。

本日は大きく三問質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。まずは、重度心身障害者医療費助成の現物給付方式への移行についてお尋ねをいたします。

この重心の医療費助成の給付方式、現在は本県では償還払いとなっております。償還払い方式は、重度の障害をお持ちの方やその御家族にとって、経済的、精神的な負担に加えて、後日、市や町の窓口に行くことや申請手の煩雑さというような負担があります。

子供の医療費は、市や町によって上限年齢の違いはありますが、現物給付方式が導入されていることを踏まえ、この重度心身障害者医療費助成についても現物給付方式への移行が望まれているというふうに感じております。

また、今回も請願が出ております。これは今回だけではなく、毎回毎年毎年出ているものであって、私がある鳥栖市からも県に要望が上がっていますし、佐賀県の市長会からも要望が上がっているものです。以前は、確認できただけでは、例えば、唐津市さんから県に対して要望が上がっていたりとか、各地からどんどん上がっているような状況です。ただし、温度差はあっても上がっているような状況です。

現物給付方式への移行は、重度の障害をお持ちの方の負担軽減、行政の事務効率化、そして、他県で既に現物給付を実施している事例を考慮すると、実現可能な選択肢であるのではないかと考えております。しかし、本県では、財政的な負担やシステム改修の必要性、国保ペナルティーなどの課題があつて、導入にはいまだ至っていない状況です。

県は、国に対して国保ペナルティーの廃止の要望、これも継続的に国に対してやられており、制度改善に向けて様々な取組を行っていることは私も認識しております。こういったことを踏まえて、お伺いをしていきたいと思っております。

まず、重度心身障害者医療費助成の対象者についてであります。

そもそもこの重度心身障害者医療費助成を受けていらっしゃる方々は、まずどのくらいいらっしゃるのでしょうか。

○田中障害福祉課長「重度心身障害者医療費助成の対象者についてお答えいたします。

本県における重度心身障害者医療費助成の対象は、身体障害者手帳一級または二級をお持ちの方、療育手帳Aをお持ちの方、精神障害者保健福祉手帳一級をお持ちの方、身体障害者手帳三級で知能指数五十以下の方といった重度の心身障害をお持ちの方を対象としております。

令和五年度末時点での対象者数は約一万七千人となっており、直近三年の推移を見ますと横ばい状態にございます。

以上でございます。

○下田委員「全体で、令和五年度で約一万七千人ぐらいで、横ばいで推移をしているというような御答弁でした。

私もよく相談を受けるんですよ。特に福岡県から引越してきた人とか、何で佐賀県はできないかというふうなお話とかを結構受けます。重度心身障害と、あとはひとり親家庭ですね、何でここだけできないんだというのは毎

年のように言われていることでもあるんですが、これがなぜ難しい状況にあるのかというところをもう少しお伺いしたいと思いますが、まず、現状の償還払い方式について、今、そのような形になっていますが、これについて県はどのように考えているのか、その認識をお伺いしたいと思います。

○田中障害福祉課長 現行の償還払い方式に対する県の認識についてお答えいたします。

償還払い方式は、助成対象者は医療費の自己負担分を医療機関の窓口で一旦支払った後、ひと月分ごとの医療費助成を市町に申請し、ひと月の自己負担額が五百円を超えた部分について助成を受ける制度となっております。

医療機関受診時に一旦自己負担を支払わなければならないといった経済負担や、医療費の助成を受けるために書類を整え、市町に出向く必要があり、手間もかかるなど、当事者やその御家族にとつて負担があるものと認識しております。

以上でございます。

○下田委員 Ⅱいや、そうだと思うんですよ。そこは私も一致しております。

今回の請願、これは毎回毎回そうなんですけど、今回は全議員で請願を出させていただいております。やっぱりこれは重要な課題であつて、しかも、請願いただいた方々は佐賀県肢体不自由児者父母の会連合会、まさにこういった重心の皆さん、本当に直結している皆さんからの請願でもあつて、大変重たいものだというふうにも認識しております。

これは利用者側の事情と行政側の事情というので何か相違があつて、なかなか行政が動いてくれないのではないかと、このように率直に感じてしまうんですけれども、そういった今の御答弁も踏まえてですが、まずは九州各県がどのような状況になっているのか、重度心身障害者医療費助成の給付方式、九州各県の状況についてお尋ねをしたいと思います。

○田中障害福祉課長 九州各県の状況についてお答えいたします。

九州各県の中で、福岡県と宮崎県は県内全市町で現物給付となっております。長崎県と熊本県では市町の一部が現物給付となっており、そのほかの市町村は本県と同じ償還払い方式となっております。また、大分県は令和元年十月から、鹿児島県は令和六年七月から県内全域で自動償還払い方式に移行しております。沖縄県では一部の市町村が自動償還払い方式となっており、そのほかの市町村は本県と同じ償還払い方式となっております。

以上でございます。

○下田委員 Ⅱ各県ばらばらであるというふうなお話と認識をしたいと思います。もちろん私もお話をいろいろ伺つて、これは果たして県で統一していくべきものなのか、市町で、自分たちで独自にやっつけていけるものではないのか、そういった視点もあつたりするわけなんですけれども、やはり利用者目線に立つたら全県統一してもらつたほうが絶対にいいわけで、様々な議論もなされているものだというふうにも思っております。

(四) 現物給付方式に至っていない理由についてなんですけれども、重ねてですが、当事者の負担を考えたら当然現物給付のほうが利用しやすいというのが現状だと思いますが、なぜ導入に至っていないのか、その理由についてお尋ねをしたいと思います。

○田中障害福祉課長 現物給付方式に至っていない理由についてお答えいたします。

委員おっしゃつたとおり、この現物給付方式への移行については、これまで様々な団体から意見が出てきているということは認識しております。その上ででございますが、県におきましては、直近で令和六年八月です。実施主体でございます市町に対して給付方式に関するアンケートを実施しております。このアンケートは定期的の実施しておりますが、直近では令和六年八月に実施してお

ります。

アンケートの結果では、市町の負担増となっても現物給付がよいと回答した市町が五市町、市町の負担増となっても対象者から市町への助成申請が不要な自動償還払い方式がよいとしたところが四市町、現行どおり償還払い方式がよい、これが二市町、見直しは必要だが、現時点では選択できない、回答できないといった市町が九市町となっております。多くの市町で給付方式の見直しは必要との考えはございますが、現時点では選択できないと答えられた市町が一番多くございました。

このように、給付方式につきましては市町によって意向が異なっております。現物給付方式の導入に至っていない大きな理由といたしまして、市町内及び市町間での議論が進展していないことによるものと認識しております。

以上でございます。

○下田委員 Ⅱ現時点でまだ検討できないが九市町、負担増になってもやったほうがいいというのが五、自動償還がいいというのが四、あと、二市町がまたその他ということであったんですけれども、じゃ、県としての役割は一体何なのかというのを物すごく思うんですよね。もちろんこれは県が間に入って調整するものだろうと世間は認識するわけで、そういった現状でもあるからこそ、市や町も県に対して要望を上げるわけで、でも、県からすると、今のお話を伺うと、いやいや、市町さんで話をしてくださいよというような話で、結局、当事者である医療制度を受ける皆さんが県と市町の間でたらい回しにされているような現状と言ってもよいと思います。この状況でいいのかというのはやっぱりこれは県としても考えないといけない部分ではないかなというふうにも思っています。

そこで、(五) なんですけれども、現物給付化に向けて県はどのように考えて、どのように取り組んでいこうと思っ

す。

○田中障害福祉課長 Ⅱ現物給付化に向けた県の考えや取組についてお答えいたします。

重度心身障害者医療費助成の現物給付については、先ほども申し上げますとおり、これまでも関係団体等から要望や今回も請願が出ており、現物給付化を望む声があるということは十分認識しております。

給付方式につきましては、先ほど御説明を申し上げましたが、市町によって意向が異なっております。県としましては、全市町統一の給付方式にこだわることなく、やはりここは実施主体である市町全体の意向がまとまれば、それぞれの市町の考えを尊重して、医師会をはじめとした関係機関の調整を一緒にな

つて取り組んでいきたいと思っております。また、市町の議論が活性化するように、申請者の負担軽減の観点から、現物給付方式に限定せず、自動償還払方式を含めた幅広い検討を市町と一緒に進めていきたいと考えております。

給付方式に関します市町との意見交換ですが、これまでも適時実施しておりますけれども、直近ですと、今月末に予定をしております。

なお、国保ペナルティーの廃止や、医療費助成に係る全国一律の制度創設につきましては、これまでも国への政策提案など機会あるごとに要望しておりますが、今後も強く国に働きかけてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○下田委員 Ⅱまた質問していいですか。であれば、もしかすると、市町は県の立場を分かっているというふうな認識をしてもいいんですかね。

○田中障害福祉課長 Ⅱ市町が県の立場をどういうふうに考えているかという点でのお尋ねだったと思います。

これにつきましては市町とは定期的に意見交換を行っております、その際に、

県の考え方、立ち位置というところは大きなところで話をしていますので、市町によって、例えば、給付方式が一律でなくても、必ずしも一律でなければならないとは考えていないということの趣旨で話はしております。

そういう意味では、市町さんは県の考え方というのは基本的に分かってらっしゃるということで認識しております。

○下田委員Ⅱ一つ確認ですけど、当然、利用者からすると、全県統一したほうが分かりやすいかと思うんですけども、例えば、長崎県さんはたしか長崎市だけが現物給付で、ほかは償還払いという方式ですよ。そういった形で佐賀県内でも自治体ごとに、うちはこれでいくよというふうに言ってもらえれば、それでもいいということですよ。

○田中障害福祉課長Ⅱ今、市町間によって給付方式の違いがあってもいいのかというところでお話だったと思います。

これにつきまして、これまでの議会での答弁におきましても県の立場として必ずしも一律でなければならぬというわけではないということではお答えをさせてもらっております、ここはまず実施主体である市町さんが給付方式に関してどうお考えになるか、そこが一番かなと思っております。

以上でございます。

○下田委員Ⅱいや、これで終わりにしますけれど、最後に、これは大分長く議論していると思うんですよ、私が市議会に入らせてもらったときからずっと要望があっていたというふうな認識があります、いつまで議論するのか。利用者目線ということを考えたら、これは統一といいますか、現物給付のほうが見えかきに望ましいと思うんですよ。そういったところを、今後の意見交換会がどういった形になるのか分かりませんが、県の立場として見れば、市町でぜひ統一した見解を持ってほしいという意向なのかなというふうに思うんですけども、今後の流れとして、この流れをまだまだずっと継続していくべきものなの

かということを見ると、もう一歩踏み込んで県も意見を言っていたら、皆さんと意識の共有というのができないものかと思うんですけども、最後にお尋ねをしたいと思います。

○田中障害福祉課長Ⅱお答えいたします。

直近ですと、先ほど申し上げました今月下旬に市町との意見交換を行います。委員おっしゃったように、この要望等は長年行われているというのも十分認識しております。ですので、意見交換の場等を通して市町のこの議論が活性化するように、あとは申請者負担の軽減といった観点から、例えば、現物給付という言葉が一番出てきていますけども、現物給付方式に限定せず、例えば、自動償還払いを含めた幅広い検討、メリット、デメリットみたいなものもきちっと御提示してもらって議論を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○下田委員Ⅱぜひよろしくお願ひしたいと思います。本当長年ずっとやっていますので、特に今回、重心の話でしたけれども、重心の皆さんが安心して医療が受けられるような体制を目指して、前向きな議論を期待させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

では次に、重層的支援体制整備事業についてをお尋ねしたいと思います。

令和二年に改正された社会福祉法で地域共生社会の実現に向けて、市や町において包括的な支援体制づくりを行うための重層的支援体制整備事業が創設されました。で、令和三年の四月から実施をされております。

これによって、今まで相談に来た方が各担当で、これはあの課ですね、この相談事はこっちの課ですねと分断されていたものが、包括して相談に応じていけるような体制づくりを国が主導してやっていきましょと、市町に今浸透しているような状況でありました。

これは決算委員会でも議案が出ておりましたので、質問をさせてもらおうかど

うかと思っていたんですが、今後のこともあったので、今委員会で質問させていただくことにしました。

背景としては、少子・高齢化とか人口減少で地域社会の担い手が減少して、家庭、職場、地域などで、人と人、人と地域のつながりが希薄化して、支え合の基盤が弱まっている現状、これに伴って、生活課題を抱えながらも相談する相手がいなくて地域の中で孤立したり、これまでの高齢や障害、子供、生活困窮など、分野別の支援体制では十分に対応できない、そのような課題が複雑化、複合化をしているケースというのがあっていうふうにも認識をしております。

これは厚労白書なんかを見ても、地域では形式的な付き合いを望む人が増えており、孤独・孤立問題が顕在化してきているというのが令和五年の厚労白書にも書かれていることもあって、やはりこれは社会情勢として、社会認識として、社会課題としてどう取り組むのかというのは国を挙げてやっているような状況でもあります。

今後、市町でぜひ取組が進んでいくものだろうというふうにも認識をしているのですが、実施主体は市や町になりますので、県としてどのような支援ができるのかというところも含めて伺いをしていきたいと思っております。

まず、(一)で重層的支援体制整備事業についてであります。
まず、この事業の目的が何なのかをお尋ねしたいと思います。

○三浦社会福祉課長⇨重層的支援体制整備事業の目的につきまして、事業が創設されました背景を交えてお答えをさせていただきます。

近年、少子・高齢化や人口減少の進行による社会構造の変化や単身世帯の増加などによる家族形態の変化に伴い、人と人とのつながりが希薄化したことにより地域社会や家庭において支え合う力が低下し、地域住民の課題も変化してきております。これまでは高齢、障害、子供、生活困窮などそれぞれの福祉分

野において制度が充実をし、専門的な支援が行われてまいりましたが、これまでの分野や制度ごとの縦割りによる支援では対応が難しい課題が多くなってきております。

例えば、社会的孤立やごみ屋敷など制度のはざまにある問題や、一つの世帯の中に介護が必要な高齢者とひきこもり状態にある子供を抱えるといった分野がまたがるケース、こういった複雑化、複合化した課題が増え、支援体制の在り方の見直しが必要となっております。

このような中、令和二年度に改正された社会福祉法により重層的支援体制整備事業、以下、略して重層事業と申し上げますけれども、重層事業が創設をされ、令和三年四月から実施をされております。

この事業は、近年の複雑化、複合化した課題に対応するために、市町村において、分野や制度の垣根を低くして、支援が届いていない方にも必要な支援を届けられるよう包括的な支援体制を整備することを目的としております。

以上でございます。

○下田委員⇨ありがとうございます。

では、続いていきますけれども、この重層事業の事業内容はどのようなものになっているでしょうか。

○三浦社会福祉課長⇨重層事業の内容についてお答えをいたします。
重層事業では、市町村における包括的な支援体制を整備するため、「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」といった三つの支援を事業の柱としております。

具体的に申し上げますと、一つ目の「相談支援」は、高齢者や子供といった属性にかかわらず、ワンストップで相談を受け、関係機関で解決を図る支援でございます。二つ目の「参加支援」は、支援を必要としている人と地域社会とのつながりを回復するための支援、これは例えばでございますが、ひきこもり

状態にある方を生活困窮者を対象とした就労体験で受け入れる、このような支援でございます。三つ目の「地域づくりに向けた支援」は、世代や属性を超えて交流できる場や居場所をつくり、地域住民同士の顔が見える関係性を育成する支援でございます。

また、この三つの支援をより効果的に実施するために、さらに二つの支援、一つは多様な支援機関が連携する「多機関協働による支援」、二つ目は訪問支援など「アウトリーチを通じた継続的支援」、この二つの支援を充実強化しまして、さきに述べた三つの柱と一体的に取り組む事業内容となっております。

なお、ただいま申し上げましたアウトリーチについて少し補足させていただきますと、支援が必要な状態にあるけれども、SOSを発することができない、相談をすることができない、あるいは相談をしない、そういった必要な支援が届いていない方を訪問したりとか、電話をしたりすることによって積極的にサービスを提供する、これをアウトリーチと呼んでおります。

以上でございます。

○下田委員Ⅱありがとうございます。

では、次の三にもいききたいと思うんですけども、市町村、市や町がこの事業に取り組むことでどういった効果が考えられるのかをお尋ねしたいと思いません。

○三浦社会福祉課長Ⅱ重層事業に取り組む効果についてお答えをいたします。

市町村が重層事業に取り組むことで、地域住民、支援機関、市町村それぞれに効果があると考えております。

まず、地域住民への効果といたしましては、複雑で複合的な課題の相談でも、市町村の相談窓口が一本化されることなどにより、相談者の負担が軽減をされる。また、訪問支援を行うアウトリーチなどにより、SOSを発信することができない当事者やその世帯に支援の手が届き、課題が悪化する前に対応しても

られるようになる、このような効果がございます。

次に、支援機関への効果ですけれども、関係者と困難事例への支援を検討するために適時開催される支援会議を通じまして、市町村などの関係機関と顔が見える関係ができることで連携がしやすくなる、このような効果がございます。

それから、市町村への効果といたしましては、一つには、支援体制の整備が進むことで複雑化、複合化した課題に対応することができるようになり、住民サービスの向上が図られるということ。また、これまで高齢、障害、子供、生活困窮など分野ごとに交付されていた補助金から、重層事業では交付金として全て一括交付されることで分野を超えた課題に対応しやすくなること。そして、この交付金の対象事業に、先ほど事業内容で申し上げましたけれども、「参加支援」、「アウトリーチを通じた継続的支援」、「多機関協働による支援」、これら三つのメニューが追加されたことで新たに補助が受けられる、このような効果が考えられます。

以上でございます。

○下田委員Ⅱありがとうございます。今、目的と内容と効果についてお尋ねをさせていただきます。

次の(二)なんですけれども、県内でどれくらいの市町がこの重層事業に取り組んでいるのかをお尋ねしたいと思うんですが、事前に調べたら、これは令和六年度のやつなんですけれども、まだ取り組んでいないところもたくさんあり、佐賀県はまだまだ一〇から一九%の中に入っていて、取組が薄いなというふうにも思っております。

今、課長から御答弁いただきましたけど、恐らく市町からすると、いやいや、今ある体制の中でこれはもうやっていますよというような認識が非常に色濃くあるのではないかと。では、そこをこの重層事業に変更したらどういったメリットがあるのかというのが、なかなかまだ浸透していない状況というのもあ

るのだろうと思います。

効果としては、様々な補助金です。ね、これが一括で交付されるということになるので、支援がしやすい状況になるというのは一つ大きな特徴だなというふうにも思っております。なので、このほうが恐らく支援はしやすいのだろうと思います。が、今までのやり方に慣れている現場の市町の職員さんにわざわざこれに変更しようよと言っても、いやいや、今ので十分できているよというような認識、たくさんそういった声はあると思うんですが、そういったことも踏まえてなんですけど、今現在、県内ではどのくらいの市町がこの事業に取り組んでいるのか。また、今後の取組の見込みがどうなっているのかをお尋ねしたいと思います。

○三浦社会福祉課長 市町の取組状況と今後の見込みについてお答えをいたします。

まず、現在取り組んでいる市町でございますが、佐賀市が令和四年度から実施しております。また、重層事業を段階的に実施して本格実施を目指す移行準備事業、これにつきましては、上峰町が令和四年度から、武雄市が今年度から実施しております。

次に、今後取組を予定している市町でございますが、今申し上げました武雄市と上峰町におきまして、来年度からの本格実施に向けて検討しているというふうに聞いております。

また、このほかにも県が市町を支援するために行っております専門家によるアドバイザー派遣を唐津市、小城市、みやき町の三市町が受けておりまして、今後の事業実施に向けて検討を行っているところでございます。

以上でございます。

○下田委員 ありがとうございます。佐賀市と上峰、武雄というお話で、専門家を派遣でプラスで三市町が行っているというお話でした。

では、既にこの重層事業に取り組んでいる市や町ではどのような成果が起きているのか、また、どのような課題があるのかお尋ねいたします。

○三浦社会福祉課長 市町の取組の成果と課題についてお答えをいたします。

まず、取組の成果ですけれども、佐賀市など既に重層事業に取り組んでいる市町での成果としては、事業を始めたことをきっかけに、アウトリーチや参加支援、他機関協働などにさらに取り組むようになり、市町と支援機関の連携も少しずつ進んでおります。

具体的に、例えばですけれども、佐賀市では、事業を委託している佐賀市社会福祉協議会におきまして、市内を三つのエリアに分けて、エリアごとに支援機関との調整を専門的に行うコーディネーターによるチームを編成しております。そして、それぞれのチームがアウトリーチなどにも積極的に取り組み、福祉ニーズを掘り起こして支援を実施しております。これにより、けがや病気などで就労できず経済的に困窮されていた方ですとか、ひきこもり状態にあつて地域で孤立されていた方などを、自治会長や民生委員、地域住民も巻き込んで地域の中で見守り、交流の場や地域活動への参加、それから、必要な福祉サービスにつなげることができた、こういったケースもございます。

また、上峰町のケースでございますけれども、これまでは小さい町ということもございまして、役場の職員に知り合いがいて役場の窓口では相談に行きにくかった方が、役場と異なる場所に民間に委託して窓口を設置したことによりまして相談に行かれるようになり、支援に結びつけた、こういった新たな相談の掘り起こしができております。

また、これも同じ上峰町のケースですけれども、町内の支援機関が作成する地域新聞づくりに支援対象者に参加してもらって、地域活動を行っている人への取材を一緒にするといったことを通じて、人と人、人と地域とのつながりができた、このような成果も出ております。

次に、取組を行っている市町の課題でございますけれども、市町において福祉部局と福祉部局以外との連携をもっと深めることが必要といったことや、関係機関と連携して課題解決に取り組むコーディネーターのスキルの向上を図ることが必要、このような課題がございます。

以上でございます。

○下田委員Ⅱありがとうございます。成果について、今、佐賀市と上峰町の事例をお伝えいただきました。課題についても、この福祉部局とそれ以外の連携コーディネーターのスキルの向上というのがありました。

事前に何かいろいろ全国の事例とかも調べていると、例えば、上下水道課の職員さんが料金が払えないというような相談を受けたときに、その方がたまたま福祉部局に以前いたので、その方と話をしていたら、やっぱり生活が困窮しているということが分かって、そういう福祉部局と連携をして、その課題解決に向けて取り組むことができたというような事例を聞くことができました。

先ほどコーディネーターのスキルと言いましたが、やっぱり市町の職員さんも当然そういったものは求められてくるわけで、特に市や町の職員さんは一人で何役もこなしながらされていらつしやる現状があつて、そこにさらにプラスでその方の背景までをしつかり探るといふこと。いろんな課題というのはあると思うんですけど、窓口に来られた方が、例えば、病気が原因であつたりとか、家計管理ができなかったりとか、家族関係が背景にあつたりとか、そういった背景を窓口でどれだけ瞬時に察知して支援につなげていくことができるということが包括的にできるのがこの重層的事業のメリットの一つだとも思っております。

そういったところを今のやり方ではなくてこの事業を取り組むことで、住民にとってさらにいいものになるんですよということをどう認識してもらうのかというのが一つの課題でもあると思っております。

あと、支援の体制整備を評価する仕組みがないというのも一つ課題だと思っております。こういうふうなコーディネートをやるからこそ住民さんがさらに安心して生活できるようになっていきますよというような評価する仕組みづくりというのもあつたほうが、市や町にとつても非常に分かりやすいものになると思っております。これは全国的な課題のようですので、ぜひ深めてまた議論させてもらえればなというふうにも思っております。

(四)に入りますけれども、この重層支援事業ですけれども、地域共生社会の実現に向けて、私個人的には市町でも積極的に取り組んでいただきたいというふうにも思っております。

県では、市や町の取組が進んでいくようにこれまでのような取組を行ってきたのか。また、今後どのように取り組んでいこうと考えているのかをお尋ねしたいと思えます。

○三浦社会福祉課長Ⅱ市町に対する県の支援についてお答えをいたします。

まず、これまでの支援についてということで県では市町での取組が進むよう支援に取り組んできております。

具体的には、市町の職員や地域福祉の中核を担っている市町社会福祉協議会の職員などを対象といたしまして、重層事業に先行して取り組んでおります市町からの事例紹介などを行うセミナーの開催や、重層事業を実施する上で、先ほど申し上げましたけれども、スキルの向上が課題となっておりますコーディネーターの育成研修、こういったことを実施しております。

また、既に事業を実施している市町や、実施に向け検討している市町に対しては、市町のニーズに応じたオーダーメイド型のアドバイザーを派遣しております。それぞれが抱える課題について必要な助言等を行っております。

そのほか、今後、個別に市町を訪問いたしましたしてヒアリングを実施し、課題について把握するとともに、必要な助言や先行市町の取組の紹介を行うことと

しております。

次に、今後の支援についてでございます。

県では、市町において生活にお困りの方の課題に対して関係機関が連携して寄り添い、支え合う包括的な支援体制を整備することが必要と考えております。このような認識に立ちまして、これからも、これまでの市町に対する支援を継続し、さらに取組事例を増やして横展開するなど、丁寧に支援することにより、事業に取り組み市町を増やしていきたいと考えております。そして、こうした市町への支援などを通じまして、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができる地域共生社会の実現を目指してまいります。

以上でございます。

○下田委員「ありがとうございます。決算の勉強会資料にも載っていたことからも、佐賀県としても重点的に取り組みたい政策の一つであるというふうにも認識をしております。今、課長から御答弁いただきましたとおり、さらに横展開が広がっていくように私も期待を申し上げます。この質問を終わりたいと思います。

では、三問目の県立盲学校・ろう学校についてお尋ねをいたします。今議会、予算が上がっていた件についての質問です。

今年、県立盲学校・ろう学校創立百周年ということで、十一月には両校で記念式典が開催されたというふうにも聞いております。また、「SAGA2024」国スポ・全障スポでは、この両学校に皇室の方々も御視察いただいております。そして、その様子はテレビや新聞などでも報道されて、関心を持たれた県民の方々もとても多くいらっしゃったと思います。

このような中で、今回、備品整備を行う補正予算が提出をされております。全額で一千八十七万円ということで、盲学校とろう学校それぞれに、盲学校五百四十三万三千円、ろう学校に五百四十三万七千円ということで予算が上がっ

ております。この二つの学校、百周年という長い歴史を積み重ねてこられたことというのは大変すばらしいことであると思っていて、今後、両校のますますの発展を願っているところでもあります。

そこで、お伺いいたしますが、まず、盲学校・ろう学校の概要についてであります。

それぞれの学校は、どういった目的で設置をされて、どのような教育活動に取り組んでいらっしゃるのかをまずはお尋ねいたします。

○近藤特別支援教育室長「質問がございました、まず学校の概要についてお答えをしたいと思います。

設置目的についてですけれども、盲学校は視覚に、ろう学校は聴覚に障害のある幼児児童生徒に対してまして教育を行いますとともに、自立を図るために必要な知識、技能を身につけてもらうことを目的としました県内唯一の視覚障害者、聴覚障害者のための教育機関でございます。先ほどお話がありましたとおり、両校とも今年十月に創立百周年を迎えたところでございます。

次に、教育活動について御説明いたします。

盲学校では、自立と社会参加に向けた力の育成に向けまして、各教科の指導のほか、点字の指導ですとか、見え方に応じた補助具、例えば、単眼鏡ですとか拡大鏡といったものですが、そういったものの使い方ですとか、白杖を用いた歩行などの学習を実施しているところでございます。

なお、高等部の保健医療科と専攻科では、はり、きゅう、マッサージ治療を安全かつ有効に行えるよう、体の仕組みや病気について知識を深めながら、実習を通して高い技術を身につけ、就職に結びつけているところでございます。

また、ろう学校では、コミュニケーション力の向上を教育目標としておりまして、聴覚に障害のある幼児児童生徒一人一人の聞こえの状態に応じまして、手話ですとか指文字、口話、口で話すこととございますけれども、そういった

コミュニケーション手段を活用した学習を進めているところでございます。

以上でございます。

○下田委員Ⅱありがとうございます。

それでは次に、それぞれの学校で学んでいる児童と生徒の数をお伺いいたします。

○近藤特別支援教育室長Ⅱ生徒数についてお答えをいたします。

令和六年五月一日現在、盲学校におきましては、幼稚部二名、小学部二名、中学部五名、高等部六名及び専攻科五名の計二十名が在籍しております。ろう学校につきましては、幼稚部六名、小学部三名、中学部二名及び高等部八名の計十九名が在籍をしております。

以上でございます。

○下田委員Ⅱありがとうございます。そういつた盲学校・ろう学校の中で、今年百周年を迎えて、皇室の皆さんが視察にお越しいただいております。

今回の議案なんですけれども、主に教育資材等の整備を行うと書いていますが、運動に特化したものが結構多いのかなと、それ以外もありますけれども。

書いてあるのを申し上げますと、盲学校がサウンドテーブルテニス用台、楽器等でエレクトロニックパーカッション、電子キーボード、ボンゴ、コンサートバスドラム等、あと3Dカラープリンター、点字ディスプレイ端末、点字プリンター、図書再生・録音機、ろう学校がポッチャ用のランプ、エアートランポリン、大型ソフト積み木、ロジャヤー、語音聴力検査オージオメーターを導入するというような予算が上がっております。

今回予定している備品整備の目的と内容についてお尋ねをしたいと思います。

○近藤特別支援教育室長Ⅱ備品整備の目的と内容についてお答えいたします。「S A G A 2 0 2 4」国スポ・全障スポでは、皇族の方々の御視察で一人一人に声をかけていただきまして、また、報道で取り上げられたことによりまし

て、その励みや意欲が高まっているところでございます。

また、大会に出場する、応援する、式典でパフォーマンスや手話通訳者として活動するといったことで感じたスポーツのすばらしさと感動ですとか、目標に向けて練習を重ねたり、様々な場面で活躍する子供たちや先生方の様子を知ることや積極的に取り組むことや前向きにチャレンジすることへの共感、そういった気づきを得たところでございます。

今回の備品整備は、「S A G A 2 0 2 4」での成果や気づきなどを新しい取組につなげていくために必要な教育資材等の整備を行い、今後の教育活動の充実に資するものでございます。なお、備品整備の検討に当たりましては、教育委員会と両校で意見交換をしながら進めたところでございます。

整備する内容につきましては、盲学校につきましては、先ほどもお話がありましたところでございますけれども、スポーツを楽しむためのサウンドテーブルテニス用の台ですとか、音の幅と深みを出し、多様な音楽を奏するための楽器一式、実物模型で触って感じる学習をするための3Dカラープリンター、読書がより身近になるよう全盲や弱視など見え方に応じた点字ディスプレイ、点字プリンター、図書再生・録音機を整備する考えでございます。

一方、ろう学校につきましては、身体に不自由のある生徒と一緒に活動するポッチャ用の傾斜台、主に幼稚部で仲間と楽しく体を動かすエアートランポリンや大型ソフト積み木、校外活動など人の多い場所でも聞こえをよくする補聴援助システム、これはロジャヤーと申しますけれども、そういったものですとか、個々に異なる聞こえを正確に把握し、的確な指導につなげるためのオージオメーター、これらを整備する考えでございます。

以上でございます。

○下田委員Ⅱありがとうございます。今御説明をいただきました。今年百周年という記念の年でもありましたので、すばらしい環境をぜひつくっていただき

たいというふうにも思っております。

今後の取組についてですが、両校において、今後どのような教育活動に取り組んでいこうと考えているのかをお尋ねしたいと思えます。

○近藤特別支援教育室長 今後の取組についてお答えいたします。

両校では、百年間の長きにわたり視覚や聴覚に障害のある幼児児童生徒の自立と社会参加を目指しまして、一人一人の個性や能力を大切にしながら専門的な教育を行ってきたところでございます。今回の整備のきっかけとなりました新しいことを取り入れてチャレンジしていこうという意欲の高まりは、両校が目指す一人一人のニーズに応じた支援をさらに磨き上げ、充実させていくことにつながるかと考えております。

教育委員会では、引き続き両校の教育活動をサポートすることで子供たちの自立と社会参加を実現してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○下田委員 ありがとうございます。

今の御答弁も含めて、重ねてですが、本当によりよい環境を、最高の環境をつくっていただきたいと要望申し上げます、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○武藤委員 ありがとうございます。日本共産党の武藤明美でございます。

私、昨日はともうれい日でした。戦後七十九年、来年は被爆八十年を迎えようとしているこのときに日本被爆者団体協議会の皆さんがノーベル平和賞を受賞されたということ、もう核兵器はなくしていこうという思いで体験を語り部として語り継いでこられた方たちの運動が、そして、その思いが世界に認められたということを本当にうれしく、ありがたく感じた一日でした。

私自身、長崎の出身ですので、両親は早くからいなかったんですけど、大事な二人の兄が去年と今年と相次いで亡くなりまして、被爆経験があるわけでは

けれども、それぞれがんだとか血液の病気だとかで亡くなってしまいました。残されたのは私一人なんですけど、それぞれの家族がこれからも暮らしていくことになりませんが、私自身、本当に子供の頃から被爆体験などを聞かされて、戦後の生まれでしたので、現場のことは知らなかったけれども、そういう話を聞いたり、学校でそういう平和教育を受けながら育ってきたので、戦争は嫌だ、原爆は嫌だという思いを強く強く持つて育ってまいりました。それで、今日の私の原点をつくってきたのが被爆地長崎に生まれ育ったということではなかったかというふうに思っているわけです。

本当に世界の人たちに被爆者団体の皆さんの思いが届いて、核兵器のない平和な世界であってほしいなということをつくづく思っているところです。昨日の感激を口に出してしまいましたけれども、そういう思いをまたずっと持ちながら暮らしていきたいというふうに思っております。

それでは早速、質問に入らせていただきます。

まず一つ目は、こども施策のこれからについてということです。

「こども基本法」第十条に基づいて、今、佐賀県は新たに「佐賀県こども計画」の策定を進めておられます。これまで佐賀県のこども政策については平成二十七年から「子育てし大県」が「プロジェクト」に取り組んでこられました。

このプロジェクトは、初めは事業の規模は七事業で三千六百万円だったようですが、現在、約八十事業、十二・四億円へと拡大され、いろんな施策を取り入れてこられました。佐賀で子育てをしたくなるという県であるために、さらなる県民要求をもっと入れていくべきだと私は考えております。

そういう中であって、県では、今回、「こども基本法」第十条に基づいての「佐賀県こども計画」の策定ということなんですけど、これによってこども施策がさらに充実されるだろうと期待いたしております。一方で、「子育てし大

県「さが」プロジェクト」の取組はどのようなだろうかというふうにも思っております。

そこで、次の点について伺います。

「佐賀県子ども計画」の位置づけです。これはどのように考えておられるのでしょうか。

○千綿こども未来課長「計画の位置づけについてお答えします。

県では、佐賀で生まれ育つ子供・若者が、心身ともに健やかで骨太に育つこと、困難な状況になったときはいつでも相談でき、地域のみんなで支え、応援し、乗り越えていけること、自分の将来に夢や希望を持ち、自らの夢をかなえることを目指しております。

この実現に当たり、県の基本的な方針や施策の方向性などを県民の皆さんにお示しし、こども施策をさらに推進していくため、「佐賀県子ども計画」を策定するものです。

なお、この計画は、先ほど委員おっしゃいましたように、「こども基本法」に基づく都道府県計画で、策定は努力義務となります。計画期間は令和七年度から令和十一年度までの五年間を予定しております。

以上でございます。

○武藤委員「今お答えいただきました。

私、さつきも述べたように、現在、県では「子育てし大県「さが」プロジェクト」にも取り組まれております。今後この「佐賀県子ども計画」を策定されるということなんですけれども、プロジェクトを終わるわけではないというふうに思いますが、この二つがそれぞれどういった役割を図っていくんだろか、そして、県民にとって分かりづらいいんではないだろうかというふうにも思うんですね。このそれぞれの事業が子供に対する施策を担っていくということでは、本当にどういふふうかという頭の整理もしなきゃ

いけないと思います。

それで、「佐賀県子ども計画」と「子育てし大県「さが」プロジェクト」、この関係性がどうなっていくのか、それについてお示しいただきたいと思えます。

○千綿こども未来課長「プロジェクトとの関係性についてお答えいたします。

「佐賀県子ども計画」も「子育てし大県「さが」プロジェクト」も目的は同じです。佐賀で楽しく子育てしてほしい、佐賀の子供たちには骨太で健やかに育ってほしいという思いで取り組むものです。

この思いを実現するために、県のこども施策全般を体系的にまとめるものが「佐賀県子ども計画」であり、この計画における施策を進めるに当たり、重点的に取り組むものを「子育てし大県「さが」プロジェクト」としております。

以上でございます。

○武藤委員「今、体系的に取り組むのが計画であって、重点的に取り組むのがプロジェクトだというふうを示していただいたので、そういうものかなというふうなことで少し理解が進みました。

「こども計画」の推進についてなんですけれども、「佐賀県子ども計画」に基づいて、どういった具体的な施策を推進していくのか、お示しいただけたらと思います。

○千綿こども未来課長「こども計画の推進についてお答えいたします。

県では、これまでも子供・若者、子育て家庭など当事者や現場の声を聞きながらこども施策に取り組んでおり、今後もしっかり取り組んでいくべきものと考えております。

「佐賀県子ども計画」では、保育の提供体制や子供・若者育成支援、母子保健、社会的養育、ひとり親家庭、子供の貧困など、困難な状況にある子供や若者、家庭への支援など、子供に関する県の施策全般を幅広く盛り込むこととし

ており、こうした施策を推進していくこととしております。

以上でございます。

○武藤委員Ⅱ全般を幅広く取り組んでいくというふうなことでしたけれども、じゃ、具体的施策についてお聞きしたいと思うんです。

「こども基本法」そのものでは、こども施策は今から読み上げる六つの基本理念を基に行うというふうにされています。

一つは、「すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。」。

二つ目に、「すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。」。

そして三つ目に、「年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できること。」。

四つ目に、「すべてのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。」。

それから五つ目に、「子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。」。

そして六つ目に、「家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。」。

大体この六つの基本的なものに基づいたいろんな具体化がされていくというふうに思っております。とてもいい内容がこのように規定されているわけですけど、これに基づいてこども施策実行計画には三つの基本施策があると思うんですね。

皆さん方が計画しようというふうにしておられる概要を見てみると、骨太な子供の育ちを応援するとして、高い志と佐賀への誇り、優しさを持った子供の

育ちを応援と言っていますけれども、どのように取り組んでいかれるのか、お示しただけだとは思いますが。

○千綿こども未来課長Ⅱ高い志と佐賀への誇り、優しさを持った骨太の子供の育ちを応援というところで、どのように取り組むのかということですけど、お答えします。

例えば、子供が自分で決め、いろんなことに挑戦することを応援する体験事業とか、そういったこともあるかと思えます。

また、佐賀に誇りを持つ子供を育てるということで、佐賀のいろんな地域資源というのを感じるような取組というのもあるかと思えます。

また、子供が自分の意見を言える場、子供の意見を聞く機会づくりということで、子供たちが自分の考えていることを周囲の大人に伝える、そういったことを進めていく取組というのも行っていきたいと思っております。

以上でございます。

○武藤委員Ⅱそれからもう一つは、困り事のある子供や若者、その家庭に寄り添った支援というふうなことを考えておられるようなんですけど、これはどんなことに取り組むお考えなんでしょうか。

○千綿こども未来課長Ⅱ困り事のある子供などに寄り添った施策についてお答えします。

二つ目の施策では、複雑、深刻化する児童虐待や社会的養護が必要な子供たち、ひとり親家庭への対応、不安や心配事がある子供やその家庭に寄り添い、その状況に応じた施策を盛り込むこととしております。

主な取組として、子供の福祉に関して、知識や経験がある者が子供の意見や意向を把握して児童相談所の関係機関との調整を支援する子供アドボカシーなど、子供の権利擁護に関する環境整備があります。また、近年、新たな社会課題となっているヤングケアラーへの支援体制の充実、また、このほか児童虐待

の早期発見や対応、医療的ケア児への支援、子供の貧困対策、不登校対策の強化等に取り組むこととしております。

以上でございます。

○武藤委員Ⅱではもう一つ、将来のライフプランをかなえるために、自らが進む将来のライフプランをかなえる環境づくりというふうにもあるわけですが、それも、それはどんなことなんでしょうか。

○千綿こども未来課長Ⅱ将来のライフプランをかなえるための施策についてお答えいたします。

この施策では、多様化する価値観や生き方に応じたライフプランをかなえるため、出会い・結婚、妊娠、出産、子育てができる環境整備に向けた施策を盛り込むこととしております。

主な取組として、子育て家庭や子供との触れ合い体験、ライフデザインセミナーなど将来のライフプランを考える機会の提供、また、性や妊娠に関する正しい知識を身につけ、栄養管理を含めた健康管理を行うよう促すプレコンセプトシヨクケアに関する普及啓発、また、夫婦で家事・育児を担う意識を高めるセミナーやワークショップの開催による男女共同参画の推進、このほか母子疾病の早期発見、早期治療による障害や疾病の重症化の予防等に取り組むこととしております。

以上でございます。

○武藤委員Ⅱ御答弁ありがとうございます。

その前にお答えいただいた、体系的にまとめていくのがこの計画であって、重点的なのは「子育てし大県」が「プロジェクト」だというふうなことに頭を戻して思ったんですけれども、この三つの観点からの取組、今、課長が述べていただいたわけですが、もしかして民間委託に頼ったりとか地域のほうの委託に頼ったりとかいうふうなことばかりにならないように気がかけていた

いただきたいというふうに思っているんですね。

本当に今困っている子供さんたちは多くなっているし、御家庭でも子育てに不安と思われる方たちも多いわけです。本当に重点的な施策で「子育てし大県」の中身も充実していかなくやいけないし、本当に困っている子供さんたちに対応する取組、計画をいっばいつくつていかなくちやいけないということを感じたわけなんですけれども、この「こども計画」作成に当たったの進め方として、こども施策に関する方針ですが、パブリックコメントを前に実施されたわけですが、どういった意見が寄せられたのか、これをお示しただけならというふうに思います。

そして、集められたパブリックコメントについてはどのように対応してられるのか、そのことも併せてお答えいただけたらと思います。

○千綿こども未来課長Ⅱこども計画策定に当たったの進め方についてお答えいたします。

こども施策に関する方針のパブリックコメントについては、十月二十二日から十一月二十二日まで実施いたしました。

寄せられた御意見としては、子供たちの未来ではなく、今に希望を持って楽しくしてほしいというメッセージにしてほしい。また、子育てには、家族だけではなく、NPO活動やボランティア活動など地域の人も関わっており、仕事と子育ての両立ができる社会づくりには社会全体での環境づくりが必要といったものがございました。

現在、この意見への対応について検討しております。年内をめどに対応方針をホームページ上に掲載したいと考えております。

以上でございます。

○武藤委員Ⅱ年内をめどに対応方針をホームページに掲載することなので、これはどういったことになるのか楽しみにしておきたいというふうに思います。

それから、今回、子ども施策実行計画でもパブリックコメントをまた実施されるということになると思いますが、どういふスケジュールになっていくのかをお示しいただきたいと思えます。

○千綿子ども未来課長〓子ども施策実行計画のパブリックコメントのスケジュールについてお答えいたします。

子ども施策実行計画につきましては、有識者の方や関係機関・団体の皆様、また、これまで県で把握した現場の方々からの様々な御意見なども参考とさせていただきますながら、現在、パブリックコメントに向けて実行計画案を取りまとめているところでございます。

今月末をめどにパブリックコメントを開始予定であります。県民の皆様から御意見をいただき、その検討などを踏まえ、今年度末に子ども施策実行計画を策定予定です。

以上でございます。

○武藤委員〓今お示しいただいたように今月末からのパブリックコメントということなんですけれども、この県の「子ども計画」は本当に必要だ、大事なことだというふうに思っています。

五年間の計画期間というふうなことを初めのほうにお答えいただいております。この五年間が終わったら必要な支援も終了というふうになつていくのではないかとすることも心配しておりますし、そうならもらいたくはありません。それで、計画期間が終了したとしても、子ども施策はきちんと進めてもらいたいというふうに思っておりますけれども、どのようにお考えでしょうか。

○種村男女参画・子ども局長〓計画終了後の子ども施策の進め方についてのお尋ねだったと思えます。

私は、この佐賀で生まれて育つ子供たちには、佐賀に誇りを持って骨太に育ててほしい、そして、佐賀で生まれてよかったと思つてほしい、そして、佐

賀の将来を担つてほしいと、そういう思いでこの子育て支援策に取り組んでいくところがございます。計画期間五年間ということなんですけれども、これは当然、その後は見直しを行うなり、それから更新するなりして、支援は続けていきます。これはしっかりとやっていきます。

委員は子供の貧困とか、不登校問題とか、困難を抱える子供さん、それから御家族のことをかなり御心配されていると思えますけれども、そういったこともしっかりと現場の声、当事者の声を聞きながら充実させていきたいと思つております。

引き続き、市町とか、CSOとか、そういったところとしっかりと連携をしながら、必要な支援策は充実させていきたいというふうに思っています。

以上でございます。

○武藤委員〓局長の力強い御答弁、ぜひぜひよろしく願いたいというふうに思っています。ありがとうございます。

次に、医療費助成制度について質問いたします。

県は、これまで子供医療費の助成とか、ひとり親家庭等医療費助成、また重度心身障害者医療費助成を行つてこられました。

子供医療費助成は、保護者の願いと県や市町の努力で、今、現物給付方式になつております。残されたひとり親家庭と重度心身障害者も、かねてから早く現物給付方式にしてほしいという声が上がつておりました。どちらも償還払いのまま、手持ちのお金がないときとか、それから、何度も市町の窓口を足で運んで手続をしなければならぬとか、そういったいろんな不都合があったり、利用する人にはとても不便になっているわけなんですけれども、そこです、ひとり親家庭等の医療費助成についての現物給付方式に関して質問したいと思います。

何度も質問する中で、市町で独自に検討するとの答弁をいただいております。

た。佐賀市が中心に行ってもらっているとのことなんですけれども、私もこの前、ある団体の佐賀市への要請行動に同行いたしました。こういった話もお聞きしてきたわけなんですけれども、市町が行っている検討状況、これ大体何回ぐらい開かれているのかということをお聞きしたいと思います。

○末次こども家庭課長 現物給付方式への移行に向けた市町の検討状況についてお答えいたします。

まず、ひとり親家庭などの医療費助成につきましては、議員が今御紹介いただきましたとおり、市町が実施主体であり、現在、全ての市町で償還払い方式で行われております。

現物給付方式への見直しにつきましては、実施主体である市町の意向が重要であります。県と市町でこれまで意見交換を行ってきました。また、令和四年七月からは、まず市町間で意見調整をしたいとの意向により、佐賀市が中心となり、二十市町で意見調整の協議が行われているところです。

市町の協議会につきましては、令和四年度に二回、令和五年度に一回開催され、令和六年度も二回、現物給付方式へ移行する場合の移行時期や、ひとり親家庭の負担額などについて、佐賀市が主導し、具体的な調整が前向きに行われていると聞いております。

以上、お答えします。

○武藤委員 今の御答弁だと、現物給付方式を前提に進んでいるという認識でよろしいのでしょうか。

○末次こども家庭課長 現物給付方式を前提に進んでいるのかというよう御質問についてお答えします。

県のほうにおきまして市町のほうから聞いておりますのは、現物給付方式に向けた検討を具体的にしているということでお伺いしております。

以上、お答えします。

○武藤委員 それでは、県は市町のその検討に対してどう関わってこられているのでしょうか。

○末次こども家庭課長 市町の検討への県の関わりについてお答えします。

県は、これまで市町と共に現物給付方式への移行について検討してきました。既に現物給付方式に移行した他県の状況を市町へ共有したり、二十市町への個別訪問を通じ、各市町の意向を確認したところです。また、市町間の協議会にオブザーバーとして参加したり、市町と医師会や審査支払機関との意見交換に同行するなど、現物給付方式の実現に向け、協力してきたところでございます。以上、お答えいたします。

○武藤委員 県も市町の意向に沿った形で協力をしてきたというふうにおっしゃったんですけど、現物給付方式の実現に向けて、まだしばらくはかかるのか、もうそろそろ取りまとめ、方針としては固まってきているのか、そのあたりをお示しくください。

○末次こども家庭課長 市町におきまして方針というのが固まっているのか、そろそろなのかということをお尋ねだったと思います。

県のほうで伺っておりますのは、繰り返しになりますが、市町のほうで前向きに検討されているということで、具体的な時期についてはまだ正式には決まっていないと認識しております。

以上、お答えします。

○武藤委員 これまでも、子供医療費の現物給付方式のときもいろいろお願いしながら、時間がかかったとはいえ、こういったひとり親家庭とか、重度心身障害者の医療だとかに比べてずっと早く決まったわけなんです。それはもちろん子育て応援という位置づけもあったと思うんですけどね。しかし、やはり国保ペナルティーの問題があつて、それでも何度も何度も国に要請をされたりする中で解決策も見いだされたわけですけども、このひとり親家庭の現

物給付方式の実現に向けて、やはり同じような課題があると思うんですけど、それは県はどのように考えておられるんでしょうか。

○末次こども家庭課長 現物給付方式の実現に向けた課題についてお答えいたします。

現物給付方式への移行に伴う課題につきましては、移行時期をいつ頃にするのかをはじめ、移行に伴い増加が見込まれる医療費や新たに発生する国保ペナルティー、審査支払機関への事務費の負担、また、ひとり親家庭の負担額を据え置くのかどうかといった課題がございます。

以上、お答えいたします。

○武藤委員 じゃ、こういったことのクリアを目指しながら、もうそろそろやっつていこうという方向で進んでいるというふうな認識でいいですか。

○末次こども家庭課長 市町におきましては、今申し上げました課題につきまして具体的に検討されており、一部につきましては県のほうにも相談なりあっております。

以上、お答えいたします。

○武藤委員 もちろん県は、ひとり親家庭の医療費助成について、現物給付方式について進んでいくことを実現したいという思いで市町の協議会や検討に大いに協力をしてこられているんだというふうに思うんですけども、市町もこの前、先ほど佐賀市でもお話を聞いたように、ほぼ固まってきたことなんですが、県がその実現に向けてどう取り組んでいくのか、そのところも明らかにしていただけたらと思います。

○末次こども家庭課長 県において、今後どう取り組んでいくのかという御質問についてお答えいたします。

まず、県の認識としましては、委員御指摘のとおり、ひとり親家庭の医療費助成も現物給付方式が実現しましたら、経済的に厳しく、多忙なひとり親家庭

にとつて利便性が高まるものと認識しております。

県といたしましては、給付方式につきましては、佐賀市が中心となり、全市町が現物給付化の方向で調整が進められると聞いております。

県として、二十市町の調整結果や県議会における議論を踏まえ、現物給付方式の実現に向け、市町間協議へのオブザーバー参加や、医師会や審査支払機関との調整への同行支援など、引き続き市町を支援していくこととしております。また、ひとり親家庭などの医療費につきましては、全国どこで生まれ育つても同様の支援を受けられることが望ましいと考えており、国による全国一律の制度創設や国保ペナルティーの廃止について、あらゆる機会を通じて国へ提案を続けていきたいと考えております。

以上、お答えします。

○武藤委員 今、大体ひとり親家庭の医療費助成が現物給付方式に向けて進んでいて、想像するにはもうそろそろ決着がついて、実現が可能になってきたというふうな段階だなというふうに受け止めました。

それで、もう一つ、重度心身障害者の医療費助成についてなんですけれども、先ほど質問があつていたように、該当者の皆さんに本来に御不自由をおかけしているんですね。子供医療費は早くから現物給付になっている、そして、ひとり親家庭もめどが立ちつつあるという中で、重度心身障害者医療が取り残されるというわけにはやはりいかないというふうに思うんですね。

先ほどいろいろなやり取りがあつておりましたので、私も多くは申しませんが、私も、私も重度障害者の方と一緒に申請手続に同行したことがあるんですけど、本当に大変だなということを実感しました。健常者でも、駐車場から役場に歩いていくのも大変は大変なんですけれども、普通に歩いていきます。そして、役場の中で手続とかできると思うんですが、障害をお持ちの方たちが駐車場まで車を止めて、障害者用の車に乗つておられる方とかもそうなんですけど、

やっぱり窓口まで歩く、そして、そこで手続をするというのが何度かしなきゃいけないというふうになってくるわけですね。しかも、先ほどもおっしゃっていたように、五百円負担し、その後かかった医療費が戻ってくると。手持ちのお金がないときというのは、本当に病院に行くのを諦めんばいかぬねというふうなこともおっしゃったりしておられて、そして、少し悪くなつてからまた行きよるよというふうなこともかもおっしゃったわけですけども、そういうハズレをお持ちの方にそんな思いをさせちゃいけないということを思いました。

私、先ほどの御答弁お聞きしておりましたのは、市町によって現物給付方式がいいといったところが五つと、それから、見直しは必要だけでも、ちよつと今答えられないというのが九つあったりとか、自動償還払いのほうがいいみたいなおこととおっしゃっているのが四自治体とか、今のままでいいというのが二自治体あるわけですが、今のままでいい二自治体というのは、現実的に障害者の方たちの思いが分かっておられないのかなという疑問もあるわけですから、そういう市町の対応がまとまってきたくないというのは、やはり県が決断し、やろうと呼びかけない限り、市町のほうはどうしたらいいもんかというふうな思いでおられると思うんですよ。やはり県がきちつと皆さんたちで話し合つて頑張ってくださいというふうな投げかけをするとか、あるいは県がやりましようというふうなことを言っていたら、こういう市町の悩みというのが少なくなるんじゃないかというふうに思うんですね。

ひとり親家庭のように市町に検討してもらおうというような手法を取れば、まとまってきたつあるわけですから、利用者の方のお気持ち、それから、お立場に寄り添うということで、県が重度心身障害者の方の現物給付、これをやはり実現していこうと呼びかけを市町にしていたくべきなんじゃないかと思うんですけど、どうでしょうか。

○田中障害福祉課長Ⅱ現在、償還払い方式になっていきますけど、給付方式への

見直しに関して市町に対して呼びかけていったらどうかという趣旨のお話だったと思います。

先ほど下田委員の御質問に対しても答弁させていただきましたけれども、給付方式の見直しにつきましては、実施主体でございます市町がまずもって主体的に考えて判断していくものというところで認識しています。

ただ、その上でですけども、市町の議論が活性化するように、県のほうからも様々な給付方式のメリット、デメリット、そういったものをきちつと御提示させてもらったり、あとは他県の動きですね、他県で先行して給付方式を見直されたところの考え方や具体的な費用面での話とか、そういった具体的な話もさせていただきながら議論が活性化するように、そして、その議論も一緒になつて取り組んでいきたいと思っております。

そういう意味で、今月下旬にも県内全市町の障害関係の担当課長が集まつて議論する場がございますので、そこできつかり議論をして、その議論を活性化させていきたいと思っております。

以上でございます。

○武藤委員Ⅱ子供の医療費の現物給付化を最初に議会の中でも訴えたときに、隣の福岡県は子供医療費とひとり親家庭と重心医療と、本当に三点セットという位置づけで福岡県は頑張ってきておられました。そういったことも言いながら、まずは子供医療費の現物給付からということで取り組んでこられたんだと思うんですけど、やっぱり他県では三点セットという思いが多いわけですよ。それを佐賀県が今日まで遅らせてきたというのは、ちよつといかがなものかなというふうにも思っております。

井上部長にお尋ねしたいんですけど、これまでの論議、今朝も含めて論議をお聞きになつて、請願も出ているということもあるんですけども、これまでの県の在り方ではなくて、もっと一歩も二歩も踏み込んで前進をさせる、そう

いう立場で市や町に声かけもしていただきたいというふうに思っているんですが、部長、いかがお考えですか。

○井上健康福祉部長Ⅱ委員のほうからは、重心医療の今後のことについてのお尋ねだったと思います。

繰り返しになりますが、重度心身障害者の医療費の助成事業、ここはあくまで市町村が実施主体ということになります。そういう意味で、そこは市町村のほうに責任を持って主体的に判断をしていただくということが大前提というふうに思っております。

そういう意味で、ここも重ねてですけども、我々としても他県の状況、これはどういった形で、先ほど下田委員の中で御説明した状況とか、それぞれのメリットとかデメリットなんかも提示しながら、客観的にいろんな議論ができるように、そこは資料提供なんかもしたいと思えますし、また、そういう場を設定して、議論というものが市町の中で行われていくように進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○武藤委員Ⅱ市町が主体的にやるところだというふうに、これまで何年もそういう言葉が返ってきておりました。しかし、それでもアンケートを取ったり、県の担当者の方たちも努力をなさってきたというふうに思っております。

これは、やはりひとり親家庭のほうもまとまりつつあるという中で、絶対に重心の医療の現物給付化を取り残してはいけないと思えますので、県もそのことを重々受け止めていただいて、やはり実施主体である市町にそういう立場に立って呼びかけていただけたらと思っております。本当に県のイニシアチブが今発揮されるべきではないかなというふうに思います。これまでの実施主体が市町だからというだけに終わらずに、そういう気持ちを表明していただきたい。

今後の話し合いに任せるということは、先ほど課長も、それから部長もおっしゃっておりますけれども、やはり一歩二歩進んで県が前に足を進めていくという立場をお示しいただく必要があると思えますので、いかがでしょうか、もう一度お願いします。

○井上健康福祉部長Ⅱ委員のほうから重ねてのお尋ねですけども、ここも繰り返しになりますけれども、あくまで実施主体は市町ということでありまして、市町のほうで責任を持ってそこは判断をしていただくということになると思えます。

我々のほうとしても、いろんな情報提供、そして、そういった議論ができる場の提供などはしっかりとしながら議論を進めていきたいと、そういうふうに思います。

以上です。

○武藤委員Ⅱあまり一歩も二歩も進んではない御答弁だったので、それでも、この後に議会が終わってからでも会合を持つということですので、そのお気持ちを私は信頼していきたいというふうに思っております。ぜひぜひ井上部長、これは絶対取り組んでいただきたいということを重ねてお願いしておきたいと思えます。

次に、三つ目の質問になります。高等学校の入学者選抜、つまり、高校入試の業務の簡素化について質問したいと思います。

いつも私は教育条件や環境等をよりよくしてほしいと願って質問をしております。子供たちの教育を豊かなものに充実してほしいという願いからです。同時に、それは先生たちの働く時間等を見直して子供たちと触れ合う時間を増やし、子供たちの成長を学校現場から支えていくということが大事だというふうに思っているからなんです。今日はその働き方をよりよくしていくための一環として、高校入試業務の簡素化について改善してほしいという立場から質問し

たいと思います。

一つは、高校入試に関わる業務、多岐にわたると思うんですけども、どんなことがされているんでしょうか。

○山口学校教育課長 高等学校入学者選抜に係る業務内容についてお答えいたします。

まず、高等学校入学者選抜は、公平公正かつ確実に行うことが重要でございます。県立高校に在籍する生徒のうち九割以上が県内の市町立の中学校から進学しており、高等学校入学者選抜の業務は、従来から市町教育委員会及び市町立の中学校と連携を取りながら実施してきたところでございます。その主な業務として出願手続きがございます。

まず、中学校のほうでは、各生徒の入学願書や検定料、入学者選抜手数料のことですが、これを生徒から集め、中学校長が作成する調査書を添えて出願書類一式として取りまとめしております。その後、出願書類一式を教員が手分けして各志望校に持参しております。なお、遠方や離島などからの出願は、持参によらず、郵送することも可能としております。また、高校のほうでは、中学校から提出された出願書類一式を受領後、内容に不備がないか確認するとともに、検定料を収納し、受検票を発行いたします。その後、出願書類の内容をデータ化するといった業務を行っております。いずれも生徒の進路に関わる非常に重要な業務であります。中学校、高校ともに慎重かつ確実な手続きに努めているところでございます。

以上です。

○武藤委員 今御答弁いただきました。確かにいろんな煩雑なお仕事もされているというふうに思います。

願書提出のほかに調査票の記入、これがなかなか大変だというふうに伺っております。現場の先生たちの声として、記入事項の内容が多くて、小さな欄に

小さな文字を詰め込む形で書き込んでいくということですね。また、これは大事な子供の進路のことだから、間違いは許されないというプレッシャーも重いというふうなことです。それから、教科学習の記録も観点別に一学年、二学年、三学年分の記入がありますけれども、せめて三年生の分だけでもいいのではないかとといった声もあります。確かに大事な子供たちの進む道ですから慎重な記入が必要です。しかし、もう少し簡略できないのかなというふうに思うんです。

例えば、私立学校では簡素化が進んで、成績は中学三年生の分のみ記入でいいとか、文章表現も簡潔な例文があるので、記入する側にとっては簡素化ができるというふうにお聞きしています。やろうと思えば県立でもできるんじゃないでしょうか。しかも、願書は、私立ではオンラインで出願できるということですね。データによる提出などができるというふうなことなんですけど、できることを参考にして簡素化に取り組んでほしいんですけれども、どのようにお考えでしょうか。

○山口学校教育課長 高等学校入学者選抜に係る業務の簡素化への見通しについてお答えしたいと思います。

まず、県教育委員会では、慎重かつ確実な手続きに努めながら、中学校、高校、双方の業務負担を軽減するために出願手続きをインターネットで行えるよう、段階的に準備を進めております。

まず、今年度から新たな取組として、県立中学校四校の入学者選抜でインターネット出願と検定料のオンライン決済を導入したところでございます。このことよって、県立中学校のほうでは、受検票発行の作業がなくなり、検定料の収納手続きが大幅に軽減されました。

また、受け付けた願書の内容をデータ化するという事務負担の軽減も図られております。高校は県立中学校と比べて受検者数が多く、また、選抜の種類や

出願書類が多岐にわたることに留意する必要がありますが、市町教育委員会や市町立の中学校と意見交換を重ね、協力しながら、インターネット出願の確実な実施に向けて検討を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○武藤委員 Ⅱ 県立中学校は今年から改善をしていくというふうなことをおっしゃいましたけれども、やはり働き方改革の観点から見直しが必要なので、県立高校の分についても取り組んでいただきたいというふうに思っております。ぜひよろしく願います。

もう一つは受検料の納付についてです。

受検料は中学の担任が生徒から集めて集計し、志望校ごとに仕分けをして出願のときに高校に納付することになっていきます。点検を受けて領収書を受け取っているということなんですけど、その手続が終わるまで結構時間も、それから手間もかかるというふうにお聞きしています。

全日制の受検料が二百円ですか、それから、定時制が九百円、お金の問題ですから、本当に気を使われるというのも当然のことだと思います。これも私立学校のように、コンビニ等で保護者が直接納入できるようにしてほしいといった声も上がっております。振込方式に改善できないのでしょうか、どうお考えかお聞かせください。

○山口学校教育課長 Ⅱ 受検料の決済についてお答えしたいと思います。

先ほど委員がおっしゃったように、受検料二百円、定時制については九百円、こちらのお金が検定料として必要になっております。こちらのオンライン決済については、今年度、中学校のほうでもいたしております。このことによりまして、今、高校のほうでも検討を進めておりますが、今後そのようなオンライン決済に向けて進めていく予定でございます。

○武藤委員 Ⅱ 今後というのは、つまり、来年の受検からという意味ですか。

○山口学校教育課長 Ⅱ 今、県立中学校は四校でございます、県立高校は三十二校ございます。また、人数も多くなりますし、学科数も非常に複数にわたります。そこに至っては、非常に緻密な設計が必要になりますので、時期については、今後検討は進めてまいりますけれども、来年ということは今ここではちよつと申し上げることはできないかなと、確定はしておりません。

以上です。

○武藤委員 Ⅱ 検討を進めていただくということで分かりました。

本当に現場の先生たちにとってはこのシーズンがすごく大変で、日頃の仕事も抱えておりながら、こういった受検期というのは特に教え子が大事な進路を決めていく時期で、自分自身も責任感が強い方は心配でたまらないというふうなこともおっしゃっています。間違いがないようにしていきたいという思いから、これを何とか簡素化してほしいという思いからです、ぜひぜひよろしく願います。

最後に、高校の定員割れについてお聞きします。全国的に高等学校の定員割れが増えているというふうに聞いております。佐賀県内ではどうなっているだろうかと思つて質問を行います。

まず初めに、県内の高校での定員割れについてお聞きします。

佐賀県立の全日制高校三十二校ありますけれども、定員割れをしている学校あります。あるとしたら、何校くらいあるのでしょうか。

○山口学校教育課長 Ⅱ 定員を満たしていない学校数についてお答えしたいと思います。

四月に入学者数が確定した時点でお答えいたしますと、定員を満たさなかった高等学校は、全日制三十二校中十六校、定時制が六校中全六校というふうになります。

以上でございます。

○武藤委員Ⅱ全日制の十六校の定員割れの主な原因についてお聞きしたいんですけど、これは受検生が少なかったのか、それとも、受検生はいたけれど、定員内で不合格になったのか、その内訳をお示しください。

○山口学校教育課長Ⅱその内訳については、例えば、両方の要因がございますので、今ここで一つ一つは述べることはできませんが、その両方の要因があると考えております。

○武藤委員Ⅱじゃ、定員内の不合格がいたというふうに認識していると思うんですが、じゃ、不合格の理由は何だったんでしょうか。

○山口学校教育課長Ⅱそれでは、定員内での不合格があった場合の理由ということの御質問にお答えしたいと思います。

佐賀県立高等学校入学選抜において、「選抜は、高等学校長が中学校長から提出された調査書その他必要な書類、選抜のための学力検査及び面接の結果等に基づいて総合的に審査して行う」と定めております。各学校では、これに従って選抜を行っており、不合格とするのは総合的に審査した結果であると考えております。

なお、令和六年六月の高等学校入学選抜に係る文部科学省通知にも、志願者数が定員に満たない場合の対応等について言及されております。「定員内不合格自体が直ちに否定されるものではないこと、定員内でありながら不合格を出す場合には、各教育委員会等及び各校長の責任において、当該受検生に対し、その理由が丁寧に説明されることが適切であること、学ぶ意欲を有する生徒に対して、学びの場が確保されることは重要であること」などの考え方が示されております。

以上でございます。

○武藤委員Ⅱ定員に余裕があらながらも不合格になった人たちの進路、それはどのようなになったかつかめていますか。

○山口学校教育課長Ⅱお答えいたします。

定員内不合格になった生徒の進路については、これは個人のご事情でございまして、こちらは各中学校のほうでその後もサポートされているものと考えております。

以上です。

○武藤委員Ⅱ定員に余裕があらながらも不合格になるということ、子供さんはどういうことで不合格になったかは知らないかもしれないけれども、あの学校は何人しか入つたらんやつたということの後で聞いて、やっぱり嫌な思いもされたり、あるいは十五の春に不合格になるということでは本当に辛い思いをしているんじゃないかというふうに思うんですね。

定員に余裕があらながらも不合格にするというのはあまりにも子供たちにとつての配慮が足りないんじゃないかなというふうにも思うんです。定員よりオーバーして不合格になる場合は、それは仕方がない面もありますけれども、定員に余裕があらながらも不合格になっている人たち、しかも、学びたいと思う生徒に対してそういうことでのいいのだろうかというふうに思うんですね。定員までしつかり合格させて学校に通えるようにすべきんじゃないでしょうか、どう思われますか。

○山口学校教育課長Ⅱお答えいたします。

県教育委員会では、学ぶ意欲を有する生徒に対して学びの場が確保されることは重要であると考えており、特段の理由がない場合には定員内不合格を出さないように校長会等で指導をしております。しかし、各学校において総合的に審査した結果、定員内不合格が生じることもあると考えます。ただし、定員内不合格が生じる場合には、前もって県教育委員会に報告するとともに、その相性を確認することとしております。

これまでも各県立高校では、可否決定の判断に際して、十分に審議を重ね、

不合格の判断をする場合においても慎重に取り扱いを行っております。県教育委員会としては、今後も学校としっかり協議を重ね、対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○武藤委員Ⅱ東京都では、定員内なら、入学を許可すると、入学後に社会に出ていく力をつけるように指導していくというふうな方針を持ってもらえるそうです。埼玉県では、不合格にする理由はない、県民ニーズには応えていくんだという立場だそうです。定員いっぱいを受け入れている奈良県は、適格者主義というのをやめているというふうなことです。

— 先ほど文科省の通知のことも言われましたけれども、学ぶ意欲を持つ生徒に学びの場がきちっと確保されるということは非常に重要だというふうにも思いますけれども、定員割れをしているということが口実になって、定員を削るとか、近隣の学校と統廃合するなどでその地域の疲弊にもつながっていくのではないかと心配も持っておりますので、ぜひとも定員いっぱい合格をして学校で学ぶということにしていきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○山口学校教育課長Ⅱ学びの保障の観点ということで定員内でも合格させるべきではないかという御意見だったと思います。

これについては、先ほど他県の例も出していただきましたが、やはり公教育の役割という観点から、定員内不合格を出すべきではないということについては、これから社会全体での議論がさらに必要であると考えております。

以上でございます。

○武藤委員Ⅱ今、課長さんのトーンが少し下がったんじゃないかと思うんですよ。さっきは定員内不合格者を出さないような努力をしようとしゃって、今回はまた社会的に議論をするというふうなこと。それは違うんじゃないかと思うので、今の答弁は社会的に議論するのではなくて、やはり定員内で不

合格者を出さないように努力をするという立場でいてほしいと思うんですが、どうでしょうか。

○山口学校教育課長Ⅱお答えいたします。

今、県の選抜は、高等学校長が中学校長から提出された調査書、その他必要な書類、選抜のための学力検査及び面接の結果等を本来に総合的に審査して行うというふうになっておりまして、慎重に審議しております。

今、定員全て取るべきではないかということがございましたが、これも今、各県が様々な取組をされているところでございますので、そういったところも見ながら、今後も、これは引き続き検討は進めていく必要がありますので、課題としては認識をしていきたいと思えます。

以上でございます。

○武藤委員Ⅱ他県の例もおっしゃるけれど、やはり佐賀県が子供たちの学びをきちっと保障する、その立場に立っていただくべきだと思うんです。それはどうでしょうか。

○山口学校教育課長Ⅱお答えいたします。

学びの保障を確保していく、これは大切なことと考えております。県のほうでは、最終的に不合格が出た生徒さんがいらした場合は、その後、もう一つ、通信制の高校のほうに出願することができるとなっておりますが、これについては本人が希望されたら、進路選択の一つとして考えております。

以上でございます。

○武藤委員Ⅱ先般の答弁とどんどんすり替わっていくような気がしてお聞きしているんですけど、教育長、すみません、言っていないなかったんですけど、定員内不合格者の対応ですね、今後、学びたい子供たちの気持ちを配慮して、やはり定員内いっぱい合格させていくという、そのところのお気持ちをぜひぜひ答えていただきたいと思えます。

○甲斐教育長⇨お尋ねがございましたので、お答えをしたいと思います。

武藤委員おっしゃるように、学ぶ意欲を有する生徒に対して学びの場が確保されることは重要であると考えております。そのため、私も県立高校におきましても多様な学びということでいろいろ高校にもコースなどを設けて用意をしております。特段の理由がない場合には定員内不合格者を出さないようにということ、基本的に私もそのように考えておりますけれども、学校におきまして総合的にやはり審査した結果、定員内不合格というのが生じることもございます、そこはございます。ただし、先ほど課長が答弁申し上げましたように、定員内不合格が生じる場合には、前もって私ども教育委員会のほうにも報告が来ますし、その相当性というのも確認をしております。

これまでも可否判定に関しては、各県立高校は十分に審議を重ねてきております。慎重に取り扱ってまいりました。ですので、県教育委員会としてはしっかり今後とも協議を重ねて対応してまいりたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○武藤委員⇨あくまで定員があるわけですから、その定員内に子供たちを合格させて、そして、学びをしてもらって、学校の中でしっかりその子供たちが社会に対応できるような学びを保障していくという形であってほしいということをお願いしておきたいと思っております。

最後に一言申し上げますけど、県教育委員会におかれては来年度の予算編成の時期を迎えて本当にお忙しいというふうに思います。九月議会でもお願いした少人数学級の前進をということと、それから、特別支援学級の編制基準が今八人ですけれども、これを五人もしくはせめて六人にして子供たちへの適切な目配りや対応ができるようにしていただきたいというふうに、私は願っております。

そういったことも申し上げまして、改めてこういう思いもお伝えして、この

質問を終わりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○富田委員長⇨暫時休憩いたします。十三時をめぐりに委員会を再開いたします。

午前十一時五十四分 休憩

午後一時 開議

○石丸副委員長⇨委員会を再開します。

休憩前に引き続き質疑を行います。

○石井委員⇨私は、二項目質問をいたしたいと思います。よろしくお願いいたします。

まず最初に、教職員の不祥事についてお伺いをいたします。

わいせつ事案、飲酒運転事案といった教職員の不祥事が続いております。教職員の皆さんは児童生徒の模範となるべき存在であり、不祥事が発生した場合には世間からの厳しい批判にさらされることを常日頃意識しながら行動しなければならぬと、そういうふうに思っています。不祥事が続けて発生したことは大変残念ですし、遺憾に思っております。

不祥事を起こした教職員は、全体から見ればほんの一握りかもしれませんが。当該教職員が所属する学校の児童生徒や保護者、地域の方々、それから、同僚の教職員等に対する影響というのは大変大きいものがあるんじゃないかと思えます。また、県の教育行政に対する信頼も大きく揺らぐことになるかもしれません。不祥事による懲戒免職となれば、退職手当の不支給ですとか教員免許の失効など、本人だけでなく、家族、それから、その後の生活に多大な影響が生じるのは想像に難くありません。

佐賀県教育委員会では、不祥事の発生防止に関して様々な取組をされていると思いますが、今回のように不祥事が続けて発生したことで、これまでの取組を見直す必要があるのではないかと思っています。先月の教育長の定例会見では、飲酒運転を防止するための具体的な対策を考えて定着させたいと甲斐教育長が述べられておりました。県教育委員会として今回の不祥事をどのように捉えているのか、また、今後どのように取り組んでいくのかをお尋ねしていきます、そのように思います。

まず最初に、懲戒処分状況についてでありますけれども、過去五年間における教職員の懲戒処分状況についてお尋ねをいたします。

○岡教職員課長⇨過去五年間の懲戒処分状況についてお答えいたします。

まず、県内公立学校の教員による不祥事が続けて発生したことにつきまして、大変残念に思っているところであり、県民の皆様方に教育行政の信頼を損なう結果となっていることについておわびを申し上げます。

県内の公立学校における教職員の懲戒処分状況は、令和二年度から本日までについてお答えさせていただきますと、十四件発生しております。そのうち、懲戒免職が八件、停職が三件、減給が一件、戒告が二件となっております。ところでございます。

以上でございます。

○石井委員⇨懲戒免職が八件ということで、これは大変数字的には大きいんじゃないかなと思っています。

それでは、懲戒処分の状況を受けて、不祥事の発生防止について、県教育委員会ではこれまでどのような取組を行ってこられましたか。

○岡教職員課長⇨これまでの取組についてお答えいたします。

教職員の不祥事発生を防止するためにこれまで教育委員会として、まず人事異動により新たな職場環境となる毎年四月に各県立学校長及び市町教育長に対し、服務規律の保持を強く求める通知を发出するとともに、学期末の節目——七月と十二月でございますけれども——にも、改めて服務規律の保持について徹底するよう通知をしているところでございます。

また、教職員としての心構えや服務規律、懲戒処分の指針を示した資料を毎年四月に发出しております。それから、全職員がオンラインで視聴できる服務研修動画というのをつくっております、その活用の周知しております。それから、初任者研修の中で初任者、それから、多くの職員、管理職に至るま

で、それぞれの各種の研修会、各種会議等の中で機会を捉えて服務に関する講義、服務指導の周知、こういったことを実施しているところがございます。

それからまた、各学校においては次のような取組を行っているところがございます。

不祥事ゼロを目指して、服務指導の日を毎月設けて研修を実施していること、それから、事案が続く際には学校長に全職員との特別面談の実施等をやっているとところでございます。

以上でございます。

○石井委員Ⅱ様々いろんな取組をされているというのはよく分かりました。そういう状況の中でこういう事案が度々起こってくるというのは、大変危惧をしているのと同時になぜだろうと思うわけですね。

そこで、この事案が発生した要因ですけれども、今、るる取組を話していただきましたけど、今回のようにこういう事案が続けて発生した要因をどういうふうに捉えておられますか。

○岡教職員課長Ⅱ事案が発生した要因についてお答えいたします。

先ほども述べましたとおり、服務規律の保持については、折に触れ指導に取り組んできたところでございます。ですが、不祥事が再び発生しております。不祥事が発生をした最大の要因は、県教育委員会からの通知や学校長の指導内容などが自分ごととして教職員個人々に捉えられていないことであるというふうに考えているところでございます。

また、飲酒運転については、飲酒、アルコールの摂取により、その場で適正な判断ができなくなってしまうことがこれらの不祥事の発生につながっていると考えております。

以上でございます。

○石井委員Ⅱ自分ごととして捉えられていないということですから、これが非

常に問題だと思えますよね。自分はどこかあるのかもしれませんが、今、いろんなことをやっておられるし、自分ごととして捉えられていないという、そういう話もありました。

この不祥事の発生を防止することについて、指導体制の強化、これは見直しが必要じゃないかと私は思っております。また、文書だけではやっぱり足りないのかなという感じがしています。そういう意味では、教育長をはじめ、管理職の方が手分けしてでも各学校に向いて、今答弁をさせていただいたような話をするのも一つの方法かもしれないなと私は思ったりしております。ですから、今までどおりやっていたくのもいいのかもしれませんが、これだけやっぱり出てくると、それだけでは足りないのかなというのが本当に率直な感想であります。

ですから、不祥事の発生防止に向けてどんな対策を取っていかれようとしているのかお尋ねをいたします。

○岡教職員課長Ⅱ不祥事の発生防止の対策についてお答えいたします。

不祥事の発生防止に向けては、委員御指摘のとおり、服務規律の保持を自分ごととして教職員一人一人が理解、自覚し、高い倫理感を持って行動する必要があります。そのことを市町立小中学校教職員の服務監督者である市町教育委員会とも連携しながら、引き続き取り組んでいきたいというふうに考えております。

特にこれから年末年始を控え、忘年会や新年会といった飲酒の機会が増えることから、飲酒運転根絶に向けての取組体制の強化をしたところでございます。具体的には、まず組織の取組として、「飲酒運転をしない・させない・許さない」の実行宣言を作成するように指導いたしました。不祥事を自分ごととして捉え、未然防止の具体的な取組を各学校の所属職員全員で整理をして、各教職員の目にとどまりやすい場所に掲出することとしております。

また、所属で懇親会を開く際にはリーダーを指定して、懇親会の前、また、その後において、飲酒する者、また、飲酒した者に車を運転させないと、そういう取組を参加者全員で実行することというふうにしております。

そして、職員個人の取組として、飲酒運転を引き起こした場合どうなるのかということを確認するためのチェックリストを作成しまして、職員がそれぞれ個人でそれを実施することで飲酒運転が重大な影響を及ぼすということを教職員一人一人が理解をして、未然防止の意識を高め、行動につなげるよう指導をしているところでございます。

教職員一人一人が不祥事をしない、させない、許さないという自覚を持つとともに、全員が共通の意識で取り組むことによつて不祥事の未然防止を図つてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○石井委員Ⅱありがとうございます。

飲酒運転の話も出ました。せんだつて、これは教育委員会じゃなかったと思いますけど、出ておりましたけれども、そういう飲む場所、あるいは時期によつて、今、忘年会、新年会のシーズンに入っています。当然飲む機会が増えますよね。そのときは最初から車に乗らないと。かつて交通安全の標語であつたじゃないですか。乗るなら飲むな、それから、飲むなら乗るなかな、そういう標語もありました。最近はまだ見かけなくなりましたけど。今日も改めて思いましたけど、交通安全の年末ののぼり旗が各市町にいっぱい立っていますよね。あれも一つのそういう大きな交通安全のためのアピールになっていると思います。ああいうものも含めて、先ほどの繰り返しになりますけど、今までとはちよつとまた違うやり方というのが本当に大事になってくるのかなという気がします。

倫理感の話も今出ました。これは言ってみれば、教員の採用試験を受ける前、

受けた後、合格した、赴任した後も、これは言われなくても先生そのものがしつかりと心の中に秘めながら教育をやっていたきたいというのもあるわけですから、改めてそういうことをまたやるのもいいことだと思いますけど、何回も申し上げておきますが、今までとちよつと違う方法を工夫するなり何なりしながらやっていただきたいと思ひます。

それで、飲酒運転については何も教育委員会だけじゃなくて、知事部局もそうですよ。それから、我々議会もそうです。ひいては佐賀県民全員がこの飲酒運転だけはやめようということをどこかの機会、何かの場で佐賀県としてやったらどうですか、そういうことも一つの方法だと思いますよ。それがやっぱ抑止力なんかにつながつていつて、本当に交通事故、飲酒運転ゼロになつていくということになればこれにこしたことはないわけですから、そういうのを含めてぜひ考えていただきたいなど、そういうふうに思ひます。

最後に、教育長にお伺いしますけれども、この間、それこそ記者会見で述べておられました教員向けの相談窓口を開設するとか、それから、具体的な対策を考えるつて、具体的にどういふものを考えておられるのか分かつておられれば、ぜひお話をいただければなど、そういうふうに思つております。

ですから、これは本当に県民挙げて、このシーズンだけではなく、ずっと毎日毎日そういうこと意識は、常に私もも含めて持つておかないといけないと思つています。そういうのを含めて教育長の意気込みというか、こういうものがなくなるようにやつていただきたいと思ひますので、いかがですか。

○甲斐教育長Ⅱお答えをいたします。

このたび、不祥事の発生につきまして、本県教育に信頼を寄せてくださつていて多くの方々に対して本当に申し訳ないことだというふうに思つております。

これまで課長から答弁申し上げましたように、様々な機会を捉えて服務規律

の保持に努めてまいったんですけれども、なお一層の取組とその定着が必要というふうに考えております。対策をしっかりと定着させるためにはということを考えますと、服務規律の徹底とか懲戒処分による厳正な対処を説くだけでなく、仕事に対する誇りというものを改めて意識すること、高めること、また、発生した事案を人ごととせず、自分の職場から起こさせないという当事者意識を持つこと、そして、そのために必要な対策を考えて具体的に行動することが重要というふうに考えております。

今回の飲酒運転再発防止につきましては、こうした観点を踏まえて、課長からも申し上げましたが、各学校において、一人一人が自分のこととして考えた上で具体的な取組を職場として宣言するという仕組みを取り入れました。懇親会における具体的な行動の取組例としましては、会場までの移動手段、帰りの手段を参加者同士で確認する、事前事後に確認をする。公共交通機関で帰宅できるような終了時間を設定するといったこと、そういった具体的な方法を整理して職場全体で共有して実行するということ。このように飲酒後に車を運転する機会そのものをなくす、声をかけ合うという取組を文化として根づかせていきたいと考えております。

こうした皆が自分のこととして一つのことについて話し合ったり、声をかけ合ったりするということは、風通しのよい職場づくりにも通じると考えております。日頃から抱える不安や悩みについて、ハードルを感じずに同僚や上司に相談できる、愚痴も言える、一緒に取り組む同僚がいるということ、一人ではないということが実感できるような、そういった風土というのが大事だと思っております。また、教職員という仕事の尊さを改めて自覚すること、何か判断を誤りそうなときに一歩踏みとどまる、そういう力になるというふうに思っています。

やはり心に秘めながらというお話もございました。人というのは、いつも強

くて正しい姿勢で物事を判断できるとは限らないというふうに思っています。取り巻く環境とか心身の状況によっては判断が鈍ることもあります。時に自分の都合のよいように解釈してしまう、これぐらいだったらかとという弱さがやはり人間にはあるのだというふうに思っております。一人一人が教職員としての矜持を持ち、子供たちのために力を発揮していくべきだし、いつてほしいと、そうやっていつてほしいと思っております。

県教育委員会として不祥事に対して厳正な姿勢で臨むとともに、市町の教育委員会ともしっかりと連携しまして、風通しのよい職場環境づくりを進め、今後とも一人一人に響くような再発防止というところに意を置いて力を尽くしてまいりたいと思えます。

○石井委員 教育長、ありがとうございます。やっぱり不祥事が子供たちに与える影響というのは計り知れないものがあると僕は思っているんですね。ですから、そういう観点からもぜひ御検討いただきたいと思えますし、懇親の場、これは絶対必要なんです。だから、萎縮しないようにしていただいて、そういうルールをしっかり守っていただくというのが非常に大事だと思いますから、そのルールを守るために日頃からいろんな意味での研さんを含めてやっていただきたいと、そういうふうに思います。

教員の五大不祥事という形で出ておりましたけれども、これは飲酒運転、わいせつ行為、個人情報漏えい、体罰、公金の横領、その他常識に欠ける行為、こういうものがあるんだそうですね、さつき教育長がおっしゃっていたことができました、常日頃からやるというのは、非常にまたこれも重要になってくると思います。そういうものを含めてこういう不祥事がないように、佐賀県教育委員会として、また、知事部局等とも連携を取りながら、各市町の教育委員会ともそういう意味では情報の共有等も含めてしっかりと連携を取っていただいて、こういう不祥事が起きないように頑張っていただければと思います。

これで教育委員会を終わります。

次に、児童虐待の防止について質問をしてみたいです。

児童虐待は、少子化にもかかわらず、増加傾向にあると言われております。実際あると思います。「こども家庭庁」によりますと、二〇二〇年度、十八歳未満の子供が親などの保護者から虐待を受けたとして、全国の児童相談所が相談を受けて対応した件数が約二十二万件だというふうになっております。これは二〇二〇年度ですから、もつと今は増えていると思います。だから、これは十年間で三倍以上になっているんですね、そういう記事も出ておりました。

この虐待の中身というのは、心理的虐待とか、身体的虐待とか、育児の放棄とか、性的虐待とか、いろんなものがあると思います。子供の安全・安心を守るための体制の強化は本当に不可欠だと思います。日々多くの案件があると思いますが、市町、警察をはじめ、関係機関との連携を図りながら、しっかりと対応していただきたいと思っています。また、全国では児童虐待により貴い命が失われる事件が相次いで報じられております。心を痛めておるところであります。この児童虐待死のうち半数近くを占めるというゼロ歳児のケースについては、周囲のサポートによって避けることのできるケースも多いのではなかったのかなと考えることもあります。何とも言いようがない感じがいたしました。

そこで、県内の児童虐待の発生状況についてでありますけれども、発生件数の動向について、傾向はどういうふうになっているんでしょうか。

○末次こども家庭課長 県内の児童虐待の発生件数の推移についてお答えいたします。

児童相談所が虐待として対応しました虐待相談対応件数の五年間の推移につきましては、平成三〇年度三百五十一件、令和元年度七百七十七件、令和二年度八百九十八件、令和三年度九百八十七件、令和四年度千八十五件と一貫して増

加しており、令和四年度に初めて千件を超えたところです。この千件といいますが、これは過去最高となっております。

以上、お答えいたします。

○石井委員 令和四年度の千八十五件、いよいよ千件を超したということになります。

これは、どういうものが増加の要因ということで挙げられますか。

○末次こども家庭課長 児童虐待の増加の要因についてお答えいたします。

虐待相談対応件数が増加しているということは、必ずしも虐待そのものの増加を意味するものではありません。その原因としては、虐待に対する県民の意識、関心の高まり、虐待対応ダイヤル「189（いちはやく）」など相談方法の周知が進んだこと、警察による通告の徹底などにより、これまで気づけなかったものや見過ごされてきたものなどの相談が増えてきたことが一因と考えられます。また、相談の対応は保護者への助言、指導が最も多く、相談件数の増加によって早い段階での対応が可能となり、重症化の未然防止につながる面もあると考えております。

以上、お答えします。

○石井委員 ありがとうございます。

この増加の要因は分かりましたけど、虐待の種別ごとの発生の状況というのはどういふふうになっていますか。

○末次こども家庭課長 虐待種別ごとの発生状況についてお答えいたします。

児童虐待には四種類あり、令和四年度で多い順に心理的外傷を与えるような言動を行う心理的虐待が七百二十三件で約六六％、暴行を加える身体的虐待が二百二十九件で約二二％、身の回りのお世話をしない、食事を十分に与えないなどのネグレクトが百二十二件で約一一％、わいせつな行為をする、またはさせる性的虐待が十一件で約一％となっております。

以上、お答えします。

○石井委員Ⅱ分かりました。

そしたら、その児童虐待に対して対応しなければいけません。その対応の仕組みについてでありますけれども、虐待情報が寄せられた後の経過についてであります。

児童相談所に虐待に関する情報が寄せられた場合、子供はどのような経過をたどっていきますか。

○末次こども家庭課長Ⅱ虐待情報が寄せられた後の経過についてお答えします。児童相談所は、児童虐待に関する通告を受けた場合、子供の安全確認を四十八時間以内を実施の上、状況によっては一時保護を行います。一時保護の後、さらに情報収集や分析を行い、その結果、子供の安全に関し保護者などが家庭内で守るべきルールを確立していること、親族や保育所、学校などで家族援助のためのネットワークができていること、在宅支援のために利用できる保育所や放課後児童クラブ、ショートステイなどがあることなど、児童虐待を二度と起こさせない状況や仕組みが確認できれば子供は家庭に復帰することとなります。この場合でも、児童相談所は継続的に指導を行っていくこととなります。

また、家庭復帰が適切でない場合、保護者の同意の下、あるいは法的手続に基づき、子供は児童養護施設や里親の元で暮らすこととなります。こうした子供は、安全・安心な環境の下、生活習慣や心身の健康などについてサポートを受けながら生活することとなります。

児童相談所は、施設入所や里親委託後も定期的に子供と面会しながら、家庭復帰や親子関係の再構築、自立などに向け、支援を行っているところです。

以上、お答えします。

○石井委員Ⅱなかなかこの支援もいろんなことが多岐にわたっているようで、難しいのかなという感じがいたします。しかし、そこは本当に親身になって、

いろんな機関とか、関わりのある人たちがお世話をしているのかなかなかうまくいかないのかなと、今ちょっと直感的にそういうふうに思いました。

そこで、非常に重要になってくるのが児童福祉司の存在といえますかね、その仕事が大変重要になってくると思います。この児童相談所における児童福祉司の数はどういうふうになっていますか。

○末次こども家庭課長Ⅱ児童相談所における児童福祉司の数についてお答えします。

現在、児童福祉司として中央児童相談所に二十六名、北部児童相談所に七名の計三十三名が配置されております。国の配置基準に基づく児童福祉司の数は、佐賀県の場合、令和六年度で三十九名であり、現状では六名不足しております。その理由といたしましては、令和五年度実施の職員採用試験で辞退者が出たこと、早期退職者などが出たことなどが挙げられます。

児童福祉司が不足すると児童虐待に対応する児童福祉司一人当たりの負担が大きくなることにもなり、必要な児童福祉司の確保は重要と考えております。

そのため県では、令和六年度から新たに社会福祉職の試験区分を設け、児童相談所に加え、本庁での企画立案など幅広い分野で活躍できることとし、職の魅力をさらに高めることで多くの人材を募集する、児童福祉司以外の職員を児童相談所に配置し、実務経験と研修により児童福祉司の資格を取得するといった工夫も行いながら、児童福祉司の確保に努めているところでございます。

以上、お答えします。

○石井委員Ⅱいずれにしても六名不足ということで、様々な手を打って、いろんなことをやっているということですけど、これは急いでほしいと思いますね。やっぱり急いでこの辺の体制を充実して、子供が安心して生活できるように方向になるようにやっていただきたいなと、そういうふうに思います。いずれに

しても数が足りないということですから、数が十分になるようにいろんな努力をぜひしていただきたいと、そういうふうに思います。

関係機関との連携ですけれども、児童相談所と関係機関との連携協力、この体制についてお尋ねをいたします。

○末次こども家庭課長Ⅱ関係機関との連携についてお答えします。

児童虐待は、保護者の心身の問題、経済的事情、あるいは子供の障害や疾病による育児負担など様々な問題を背景として起こりますことから、児童相談所と関係機関との連携は重要と認識しております。

児童相談所のほか、住民に身近な存在である市町や児童虐待の重要な通告元である警察、多くの子供と触れ合うことがある保育所や学校、医療的な支援を行う医療機関など関係機関で構成する要保護児童対策地域協議会において情報を共有したり、支援内容を協議するなど連携を図っているところでございます。こうした場を活用しながら、関係機関との協力関係をさらに深めていきたいと考えております。

以上、お答えします。

○石井委員Ⅱぜひ強力に進めていただきたいと思えます。

そして、早期発見、早期対応に向けた地域の見守りについてでありますけれども、この児童虐待の早期発見、早期対応には地域の人たちの気づきが大変重要になってくると思えます。このことについてはどういうふうに思われていますか。

○末次こども家庭課長Ⅱ早期発見、早期対応に向けた地域の見守りについてお答えします。

全国的に核家族化や地域のコミュニティーの弱体化、声かけ事案への警戒感の高まりなどから、保護者や学校以外の大人が地域の子供と触れ合うことが以前よりも容易ではなくなってきております。こうした中でも児童虐待防止は社

会全体で取り組むべき重要な課題であり、児童虐待への地域の大人の理解がより一層浸透し、児童虐待の早期発見、早期対応につながるよう、児童虐待防止キャンペーンなどにより周知啓発を図っていききたいと考えております。

また、地域の見守りを強化するには、民生委員の方が兼ねられている児童委員との連携が必要と考えております。民生委員、児童委員の方々には地域の児童に対し、より気にかけていただき、異変を感じたら小さなことでも関係機関に相談するようお願いしていききたいと考えております。

以上、お答えします。

○石井委員Ⅱ地域の気づきといいますかね、最近といいますか、もう随分なるわけですけど、かつては同じ地区に住んでいたら、大体どの方がどこの家とか、みんな分かっていたじゃないですか。今は私もそうなんですけど、極端に言えば、お隣はどなただったかなとか、名前はどなただったかなとか、なかなか知っている人ばかりじゃないんですね。お互いに何か知られたくないというのがあるのかもしれないんですけど、そういうのが本当に昔に比べて希薄になっているという気がしますよ。それは皆さんも多分そうだろうと思えます。やっぱりそういうことがあるからなかなか難しいんですね。

今、民生委員の話が出ましたけど、民生委員も今、全国的に成り手の人がいなくて困っているという状況でしょう。そういう状況なんです。それはなかなかやっぱり昔と違って、付き合いの仕方から何から全部変わっているわけですから、本当に難しいと思えますよ。そういう中でこういう児童虐待とか何とかがありますから、常日頃、これもさっきの教育委員会の話じゃないですけど、連携を取るといいますかね、御近所付き合いというのはそういうところで、本当に生きてくるわけですね。それが今、希薄になっているということは、これは間違いないと思います。ですから、そういうものをしっかり頭に入れながら取り組んでいただきたいなど、そういう気が改めていたしました。

言うのは易しいんですけどね、実際実行していくとなかなか難しいんですよ。だから、これは本当に地域の方たちの連携、交流、常日頃の生活の在り方、そういうのもひつくるめてやらないとなかなか難しいと思いますので、ぜひその辺も頭に入れて頑張っていたらと、そういうふうには思います。

そして、これは何とも取り上げるのが忍びなかつたんですけど、この児童虐待による死亡事例、全国及び県内の状況について、発生状況をお聞きしたいと思います。

○末次こども家庭課長 全国及び県内の児童虐待死の発生状況についてお答えします。

「こども家庭庁」が把握した令和四年度に発生した児童虐待による死亡事例は五十六人であり、全国は例年五十人程度の子供が虐待により命を落としております。

委員御指摘のとおり、年齢別ではゼロ歳が二十五人と最も多く、県内ではこの数年、死亡事例はございませんが、令和元年に自宅のトイレで新生児が産み落とされ、そのまま遺棄されたことにより死亡してしまう事例が発生しております。

以上、お答えします。

○石井委員 今のお話のとおり、本当に聞くに忍びないような話ですよ。こういうのはあっちゃいけないし、そのためにどうするかと本当に知恵を出して、情報交換しながら、付き合いをしながら考えていく以外ないのかなと思ったりもしておりますけれども、ゼロ歳児の虐待死を防ぐための取組について、未然防止がうまくいくかどうか分かりませんが、どういう取組をされていますか。

○末次こども家庭課長 ゼロ歳児の虐待死を防ぐための取組についてお答えします。

ゼロ歳児の虐待死事例の加害者は実母が過半数を超えていることから、ゼロ歳児の虐待死の防止には母親が追い詰められる状況をつくらないことが重要と考えております。そのため市町において、乳児のいる全ての家庭を訪問する事業を実施されており、気になる家庭があった場合には訪問による相談対応や家事支援を行う事業なども用意されているところです。県としては、これらの事業が必要に応じ活用されるよう、市町に対し、引き続き事業説明や助言などを行っていきたいと考えております。

また、今年度から市町の母子保健機能と児童福祉機能を一体化したこども家庭センターが制度化されました。「こども家庭センター」においては、妊娠届時の面談や各種健診などの機会を通じて様子が気になる家庭を把握し、これに対する支援を一体的に行うことが可能になります。現在、四市町がセンターを開設しており、全市町で設置されるよう状況を確認しつつ、促していきたいと考えております。

また、ゼロ歳児の虐待死を防ぐには、若年妊娠や家庭の事情、経済的事情、心身の状態などから困難を抱える特定妊婦の支援も重要と考えております。佐賀県では早くから特定妊婦を支援するための事業を開始し、電話やメール、LINEによる相談支援や居住支援を実施しているところです。事業開始以来、相談支援、居住支援とも利用者が増えており、必要な取組と思っております。引き続き、県や市町のホームページなどを通じて広く周知し、出産前後の支援を行い、ゼロ歳児の虐待死の防止に努めていききたいと考えております。

以上、お答えします。

○石井委員 ありがとうございます。

市町と情報を交換する、徹底してやるんだとおっしゃいましたけど、これは頻度としてはどれぐらいの間隔でやられていますか。

○末次こども家庭課長 今回、この市町の事業については、法が施行された後

に強化されたものもございますので、今年度も市町に対してそういった説明会を開催したり、こちらのほうで児童相談所などが各地域の要対協に参加するなどして情報交換などしておるところです。

以上、お答えします。

○石井委員Ⅱ分かりました。ありがとうございました。

最後に、男女参画・子ども局長にお伺いをしますけれども、今まで児童虐待についてや児童福祉司の現状、それから、課題としての対応、能力の向上、それから、より効果的な連携の在り方とか被害を受けた子供たちへのケア、そういうことですね。こういうものについては、やっぱり切れ目のない支援体制の整備が求められていると思うんですね。当然考えていただいていると思いますけど、その辺の徹底をぜひお願いしたいということ。

そして、子供は本来に将来の担い手ですね。子供がすくすくと成長していつて、健全で、大きくなっていつて、そして、この佐賀県をしっかり背負っていただく、それから、日本を背負っていただくということにつながっていくわけですから、非常に大事な施策だと思えます。そういうものがありますので、やっぱり子供が健康で本当にすくすく育っていける環境の整備、これも必要だと思えます。

それから、今まで議論してきました児童虐待、いじめ、貧困、これは本当に深刻な問題で、全国からいけばすごい数が上がってくると思えます。佐賀県も少しずつではありますが、増えている状況にあるということでもありますので、ぜひその辺もしっかり取り組んでいただきたいと思えます。

「子ども家庭庁」も発足をいたしました。いろんな形で、予算の問題もありますけれども、国に申し上げるべきことはしっかり申し上げる、要望することはしっかりと要望していただくことをぜひやっていただきたいと、そうい

うふうに思っております。

いろいろ答弁をしていただいて、いろんな問題点も出てくるかもしれませんが、これも教育委員会と一緒に、各市町との連携とか各機関・団体との情報の共有を含めて、しっかりした取組をしていくことで立派な大人に育っていくんだらうと思えますので、どうかよろしくお願いを申し上げて、答弁をお願いします。

○種村男女参画・子ども局長Ⅱ私のほうから、児童虐待の防止に向けた思いということと答弁させていただきたいと思えます。

委員おっしゃったように、これからの佐賀を担っていただく子供たちなので、本当に大事な、大切な存在だと思っております。そういう子供たちが虐待を受けていることがあるということは本当に胸が痛いです。必要なのは、やっぱり周りの大人がいち早く気づいて、未然防止、早期発見につながることで、それともう一つは、虐待を受けて施設で過ごすことになった場合でもしっかりと寄り添って支援をしていくこと、ここが大事だと思っておりますので、ぜひよろしくお願いします。

何で児童虐待が起こるんだらうと、そういうこともちょっと考えたりいたします。背景はいろいろ様々あって、多様な問題が複合的、連鎖的に作用して起こっているんだらうとは思いますが、例えば、母親が孤立して、どうしても手を上げてしまうとか、そういった育児の孤立化というんですかね、そういったものも一つあるのかなと思えます。

こういったところに関しましては、市町が行っております産後ケア事業の中でもらったりしています。こういったものを十分活用していただければと思いますし、それから、育児をやっている中でどうしてもいろんな悩みが出てまいります。そういったときには、いつでも相談できるように「ママリ」というア

プリを活用して相談体制も整えたりしております。

また、母親だけではなくて、父親が手を上げるといふことも多々聞きます。佐賀県は、妊娠期から父親にも育児について勉強してもらおうような「マイナス一歳からのイクカジ」にも取り組んでおります。そういったところにも工夫はしております。

それからもう一つは、連鎖というのがあると思うんです。自分が育てられた環境、要するに虐待を受けた環境の中で、それが当たり前と思って自分の子供にも虐待をしてしまう。そういったことが実際に一時保護などをきっかけに分かったケースというのもありました。こういったときには、保護者に対してこういうものは虐待に当たるんだよとか、それから、子供との向き合い方とか、そういったものについて助言を行ったりもしております。

このようにいろんな様々な取組を行ってはおりますけれども、やはり児童相談所だけとか、市町だけとか、そういう単独機関だけのアプローチにはどうしても限界がございますので、委員おっしゃったように、学校、警察も含めた関係機関としっかりと連携をしながら、そして地域全体で取り組んでいくことが大事だろうというふうに思っております。

社会全体の風潮として、委員からもお話がありましたコミュニティの希薄化ですとか、気軽に声をかけられないというような、そういう風潮とかもあるように思います。そういうところは、佐賀はまだ地域コミュニティが残っているとは思ってはいるんですけれども、いま一度地域のつながりのところ、そういうところも考えながら、地域の大人たちが子供を見守り、虐待の防止につながっていくということも考えていきたいと思えます。地域全体でより一層意識を高めて児童虐待を防止し、一人でも多くの子供たちが夢や希望を持って生きていけるように、そういった取組をしっかりと進めていきたいと思えます。

以上でございます。

○定松委員＝定松一生でございます。今日の文教厚生常任委員会の質問四番目の委員でございます。

私は今回、三点について質問をさせていただきます。

今議会、知事の演告の中にも子供の居場所づくりの予算が出ておりました。

私も期待するところでありますけれども、この子供の居場所づくり、特に子供食堂についていろいろお伺いをさせていただきたいと思えますけれども、子供の貧困、そしてまた孤立というのが社会問題となっております。志を持った地域の方々が子供たちのことを思って、様々な活動が行われております。子供食堂をはじめとする子供の居場所、その活動もその一つでありまして、県内様々な地域で運営されておると聞いております。

私は子供の大事な成長期、この成長を妨げてはいけなとかねがね思っておりますし、今現在、ボランティアによって成り立っておりますが、二〇二三年の全国の調査において、現在、子供食堂が全国で九千百三十二カ所において活動がなされております。会食による地域交流活動、これは直接費用、間接費用、そして現金や物資寄附を含めて七十三億円というふうに試算がされております。

また、現在のこの活動全般、要するに食事だけではなくて、お弁当のお持ち帰り、そしてさらにはフードパントリー、宅配ですね。そしてまた、イベント等を含めると、これは総額二百十六億円というふうに推計がされておりました。これにマンパワーを加える、いわゆるボランティアでありますけれども、それを最低賃金の人件費を含めると、何と会食運営だけでも百四十三億円、またお弁当等の持ち帰り、フードパントリー、宅配、イベント、その運営総額というのは三百四十九億円との推計が出ております。

これは全国の状況であります。要するにこれを公共事業としてやった場合はそれだけ高額になるということの試算でありましょうから、ボランティアでやっていたかどうかというのは本当にありがたいことだなというふうに思っている

ところでありませぬ。

子供食堂を運営していくには、子供たちへの食事提供のために食品を調達しなければなりません。近年の物価高騰で、食品価格が大きく上昇しています。

そして、昨今の米不足も続いておりまして、子供食堂を運営する方々は、物資の調達を含めて、運営を維持していくのに大変苦労されているというふうに感じております。

物価高騰の中でも子供食堂の活動、これを継続できるよう、寄附食品などの支援を呼びかけ、子供食堂の運営者と支援者とをつなぐような後押しが大切だというふうに考えているところです。

こうした中、県では新たに子育て支援CSO配送拠点整備費補助に取り組み、子供食堂などの活動を後押ししていくというふう聞いております。

そこで、次の点についてお伺いをさせていただきます。

県内での子供食堂の開設状況はどのようになっていますでしょうか。

○末次こども家庭課長⇨子供食堂の開設状況についてお答えします。

子供食堂は、信頼できる大人の見守りの中で、地域の子供たちが安心して集える子供の居場所の一つです。開設状況につきましては、県の把握では、月一回以上開催されている子供の居場所は令和五年度末で県内十七市町に七十九カ所、そのうち子供食堂は十七市町に六十六カ所ございます。これは年々増加しております。

以上、お答えします。

○定松委員⇨大変頼もしい限りであります。私は全国の、先ほど九千三百三十二カ所と言いました。これは人口の対比からすると、佐賀県の場合でもごく全国平均程度の開設ではないかなというふうに思っております。でございます。

それでは、子供食堂の運営実態というのは、全国の調査にありますように、いろんなサービス事業、そして週に一回程度、月に一回程度と。月一回以上を

子供食堂というふうに定義がなされておりますので、そういったものの運営実態はどうかということをお伺いさせていただきます。

○末次こども家庭課長⇨子供食堂の運営実態についてお答えします。

子供食堂の運営主体は、NPO法人や地域のボランティア団体など、様々な運営主体によって行われております。

開催頻度につきましては、月一回以上開催しているものが四十二カ所、隔週開催されているものが七カ所、週一回以上開催されているものが十七カ所となっております。

また、提供される食数につきましては、一回で二十食程度を提供されるケースが比較的多く、中には百食以上提供されているところもあると聞いております。

運営につきましては、スタッフはボランティアが比較的多く、必要な食品などの調達につきましては、民間の助成金でできることもございますが、基本的には寄附で賄われており、運営を持続するには寄附食品の確保が不可欠となっております。

以上、お答えします。

○定松委員⇨どうもありがとうございます。

子供食堂をたまに新聞等で取り上げられたときも私見ておりまして、細部までの実態というのがなかなか見えにくい部分があります。

私の白石町においても一カ所ありまして、聞き及んでいるところによると、月に一回から二回程度食事を提供している。そしてまた、いろんなイベントといいましよかね、話しかけたり、それから子供たちにクイズをやったりとか、いろんなコミュニケーションができるようなスタッフ体制でやられているというふう聞いておるところでございます。大変子供たちの反応も良いというふう聞いておまして、あと少し充実させんばいかぬねというふうな、ス

タッフの方々、張り切っておられるということで、頼もしく感じているところ
でございます。

それでは、子育て支援CSO配送拠点整備費補助ということで今回挙げてお
られます二百万円の前算でございますね。これはいろんな配送に関わるもの
か、その細部についてお伺いをさせていただきます。

○末次こども家庭課長Ⅱ今回の子育て支援CSO配送拠点整備費補助の事業の
目的についてお答えします。

子供食堂などの運営には寄附食品が必要なことから、県では企業などからの
寄附食品を子供食堂へ提供するフードバンク活動を後押ししてきました。令和
四年十月にCSOと力を合わせ、佐賀県食でつながるネットワーク協議会を設
立し、その後、食品を一元管理するセントラル倉庫の整備を支援するとともに、
県民や企業に対し、フードバンク活動への協力を呼びかけてきたところです。

このような取組の結果、寄附食品の受入量が増加するとともに、寄附食品を
活用される子供食堂も増加してきましたところです。

そのような中、子供食堂などへ寄附食品を配送する子育て支援CSOが県全
域の子供食堂などへいかに効率的に寄附食品を届けるかが課題となっております。
す。

そこで、本事業では、こうした課題を解決するために、子育て支援CSOの
取組を後押しし、増加する寄附食品を子供食堂などへミスマッチなく、しっか
りと提供できるようにすることで、物価高騰で生活に困窮する子育て家庭など
を支援するものが目的となっております。

以上、お答えします。

○定松委員Ⅱ今回、二百万円の前算を投じて、県内一円にそういった心ある
方々の食品が届くというふうになればいいんですが、まだまだ県内でもばらつ
きがあるのではないかなというふうに考えますが、県内で、何というかな、全

県区を網羅するような形になっているのかどうか、そこら辺、お答えできれば
お願いします。

○末次こども家庭課長Ⅱ県内のばらつき、県内での広がりについてお答えさせ
ていただきます。

県内には子供食堂は十七市町にございます。ただ一方で、子供食堂がない三
市町もございまして、こちらのほうにも子供食堂のほう広がるのが大切だ
と考えております。

県では、子供食堂を始めたいと思われる方に立ち上げに必要な情報を提供し
たり、支援企業などを紹介したりして子供食堂の数を増やしていきたいと考
えております。

以上、お答えします。

○定松委員Ⅱ全ての市町にそういった支援の輪といましようかね、広がれば
いいなというふうに思っております。

それでは、子供食堂をはじめとする子供の居場所の活動を、県として今後ど
のように後押しをしていくおつもりなのかお伺いさせていただきます。

○末次こども家庭課長Ⅱ今後の取組についてお答えします。

先ほど委員からお話がありましたように、物価高騰の中でも子供食堂が活動
を継続できるように、支援物資を寄附する企業と子供食堂をつなぐことが重要と
考えております。

これまで県では、そのための支援を行ってきました。子育て支援CSOと連
携し、子供食堂と寄附を行う企業とのマッチング支援を行うなど、その結果、
子供食堂の活動に対する支援の輪が広がっているところです。

今後も子供食堂の活動やこれを支える子育て支援CSOの取組など、子供た
ちに思いを寄せ、志を持って活動される皆さんと力を合わせて、地域全体で子
供を見守り支える環境づくりを進めていくこととしております。

また、子供食堂が持続していくことができるよう、子供食堂を運営する方々の声を聞きながら、子育て支援CSOと一緒に寄附食品のさらなる確保に努め、しっかりと後押しし、子供たちの健やかで骨太な成長につなげてまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○定松委員Ⅱ県としてしっかりと後押しをしていただきたいものだなというふうに思います。

今回の二百万円で集まったものを配送するという業務なんだろうと思いますけれども、例えば、私のところの白石では、タマネギとか、キャベツとか、レノンとか、そういったものは集まるんだけど、あまりにも集まり過ぎて、ほかのところにもやってよかよというふうなことになるだろうと思うんですね。実際集めて、配送はするんだけど、そこで余ったものはまた持つていただいて、それをまた、ほかの地域へも再配分をするというふうな活動も一緒になされたらいいのかなというふうに思います。

まだまだ県民の皆さん、例えば、私どものような農業法人とか、そういったものへの呼びかけというのがさらになさなければならないというふうに感じるところでありますので、そういったものも含めて御検討いただきたいというふうに思います。これは要望として伝えておきます。

それでは、次の項目に入ります。

グローバル人材の育成ということで質問をさせていただきますけれども、近年、介護や農業分野をはじめ、就労のために来日する外国人、そして、観光のため日本を訪れる外国人が増えているというふうにも実感しております。昨今のコロナのときにしばらくインバウンドも低迷をしておりますけれども、かなり最近増えてきたなど。そして、私の住んでいる白石町のような農村地帯でも外国人の方が非常に増えてきたというふうに思います。最近の農業分野でも

人手不足が続いております、直接雇用を外国から求めるというふうな動きになっております。

そういう中、グローバル化が進展する昨今、子供たちが外国の方々にも臆することなく、世界の中の日本を意識しながら、広い視野を持って世界で活躍できるような人材として成長してほしいというふうに願っております。

ちなみに私も小さい頃、外国の人をぼんと見た瞬間に、そのときは佐世保だったと思うんですね。その当時、今から六十年ぐらい前ですよ。六十年前に日本に外国の方というのはいなかったでしょう。僕は修学旅行で佐世保に行っただけですけど、そのとき外人がいらっしゃって、びっくりした思いがあります。佐世保のたしか玉屋さんに行ったというふうに記憶しておりますが、とても話しかけられるような状況ではなかったと思います。大変身長も大きくて、ワオツという感じだったと思うんですが、今の子供たちにはそれはさすがにないと思うんですね。ただ、こちらから話しかけるといいうふうなところまではまだいいのかなという気がするんですね。最近は声かけ事案とか、親としてもいろんな心配な面もありますが、外国の人にも臆することなく話しかける子供たちに育ってほしいというふうに思う限りであります。

それで、次の点についてお伺いをいたします。

小中学校におけるグローバル人材の育成の現状で、このグローバル人材の資質、そして能力、グローバル人材に求められるそういったものをどのように考えておられるのか、学校教育課長にお伺いします。

○山口学校教育課長Ⅱグローバル人材の資質能力についてお答えいたします。県内の在留外国人の数が今年七月には一万人を超え、その後も増え続けております。海外へ行かずとも、子供たちは学校や生活の中で外国の方や外国につながるのがある人と接する機会も増えてきております。

このように、グローバル化する社会を生きる子供たちには、一つ目として、

広い視野を持ち、異なる文化を持つ人々や異文化を受容し、共に生きていくことのできる態度や能力が必要と、二つ目としまして、自分の国や郷土の伝統文化を尊重し、それらを育んできた我が国や郷土への愛着、三つ目としまして、国際社会において相手の立場を尊重するとともに、自分の考えや意思を表現できるコミュニケーション能力などの資質能力が求められております。

以上でございます。

○定松委員Ⅱそれでは、各教科での具体的な取組について教えていただきたいと思いますが、学校での教科として具体的にどのような取組を行っておられるのかお聞きします。

○山口学校教育課長Ⅱそれでは、各教科での具体的な取組についてお答えしたいと思います。

まず、小中学校では、グローバル人材に求められる資質能力を育む取組をそれぞれの学校の教育計画の下、教育活動全体の中で取り組んでおります。

例えば、小学校の社会科では、子供の身の回りにある製品のタグを見て生産国を調べたり、夕食のメニューから食材輸入国を調べたりするなど、子供の身近なところにある題材に目を向けた授業が行われております。このような学習を通して、子供たちは日本とつながりが深い国々の経済や文化、生活の様子などについて調べ、日本の文化や習慣との違いなどへの理解を深めております。

また、中学校の道徳では、留学生と関わる中で文化や習慣、言葉の違いに戸惑う中学生の心情を考える題材を使って、多文化共生について考える授業を行っております。

また、小中学校の英語教育では、外国語によるコミュニケーション能力を育成することを目指して、話す、聞く、読む、書くなどの言語活動を授業の中心に位置づけた学習を行っております。

現在は小学校三年生から英語に慣れ親しみ、小学校五年生から教科として取

り組んでおります。中学校三年生では、地域で暮らす外国の方が災害時でも安心・安全に生活するために必要なことを考え、英語の防災パンフレットを作成する活動など、目的や場面、状況に応じたコミュニケーションが図れるような工夫がなされております。

さらに、外国の方とのオンライン英会話を授業の中に取り入れている小中学校もございます。

以上でございます。

○定松委員Ⅱそれでは、教科の授業以外での取組がなされているところがあれば御紹介をいただきたいと思えます。

○山口学校教育課長Ⅱ教科以外での具体的な取組についてお答えいたします。

教科以外の学習では、学校行事や探求的に学ぶ総合的な学習の時間などで取組が行われております。

まず、外国の中学校と姉妹校を締結している中学校の例では、姉妹校から生徒を迎え、互いに歌や楽器演奏などを披露し合い、ゲームや日本文化を体験する活動を通してお互いの違いを認め、尊重し合う姿勢を育成しております。

ほかに、給食の献立に日本の伝統料理や世界の国々の料理を出して食文化に触れたり、地域にホームステイしている外国の方を学校に招いて交流活動を行っている学校もございます。

また、異文化理解を深めるためには自国の伝統や文化への理解を深めることも重要であるため、小中学校の総合的な学習の時間では、佐賀の伝統文化、歴史、自然、産業など、自分たちが暮らすふるさとのことについての学びも深めております。

以上でございます。

○定松委員Ⅱ今後は地域と連携してといましようかね、そういったことも必要になるだろうと思っております。

これは私のすぐ近所なんです、三十年ほど前に鹿島高校にALTで来たんですね。ピーターさんといいます。このピーターさんが、学習塾をしておられる私の親戚になるんですが、クニコちゃんとかついついちゃったんですね。それで、結婚しまして、かわいいアメリカ混血のハーフが生まれまして、今楽しくやっています。そのハーフちゃんは何と考えることは英語なんです。英語で考えていて、日本の学校に通っています。アメリカと日本を行ったり来たりして学習していますので、国際的な社会人になるんだろうなというふうに思っていますけれども、そういった教育のためにアメリカから来たALTの方が現在、鹿島のほうにも塾や喫茶店をしておられるということで、だんだんと国際化は進んでいるなというふうに思うんですけども、実際、子供たち全般に広がっているのかなというのが一つ心配になってきておったところでありまして。そして、昨今、国際化が進んでくる、そして、外国人が就労や観光でどんどん増えてくるということになりますので、県の教育委員会の取組について、こういった取組を充実させる必要があるのかなというふうに思うんですが、そこら辺について、教育振興課長にお願いします。

○笹谷教育振興課長 県教育委員会の取組についてお答えいたします。

県教育委員会では、学校での教育活動をより充実させ、子供たちがグローバルな視野や外国語によるコミュニケーション能力などを身につけることができるような様々な取組を行っております。

具体的な取組としまして、ALTや留学生など複数名の外国人講師を学校に派遣し、子供たちが講師の出身国の伝統、習慣、食文化等を実際に体験することで外国の文化を身近に感じることができるような取組を実施しております。日頃の授業で身につけた英語を実際に外国人講師に対して使用することで英語学習の意欲を高めるとともに、外国文化に直接触れることで異文化への理解や興味、関心を高めております。

また、子供たちのグローバルな視野を育むことを目的に、海外での経験を生かして国内外で活躍されている方々を講師として学校へ派遣しております。グローバル社会においてどのような力が必要とされているかをテーマに講話を行っていただき、子供たちがこれからのグローバル社会のために何をすべきかということについて考える契機となっております。

このほか、英語力の向上や韓国全羅南道との交流促進を目的とした県内の中学生と韓国の中学生が参加する一泊二日の英会話サマーキャンプを県内で実施しております。このキャンプの期間中、韓国の中学生や外国人講師との英語のみを使用した様々な交流活動を通して、それぞれの国の考え方や文化を知り、理解し合うことの大切さを学んでおります。学校での取組に加えまして、このような取組に参加し、取組を行うことで、児童生徒の視野を広げるだけでなく、多文化共生の時代に生きていく資質や能力の向上を目指しております。

以上でございます。

○定松委員 それでは次に、これから国際化が進んでいくわけでありまして、県教育委員会として今後どのように取り組んでいくのか、学校教育課長にもお伺いさせていただきます。

○山口学校教育課長 グローバル人材の育成に向けた今後の取組についてお答えいたします。

各小中学校では、グローバル人材育成のために学校の教育活動全体の中で校内外の人材や団体など地域の特色を生かし、工夫しながら、様々な取組を行っております。県教育委員会といたしましても、これらの取組をさらに充実させていくために、各学校の好事例を周知したり、役立つ情報を発信したりしながら、学校の取組をリードしていきたいと考えております。

グローバルな社会は、人と人の相互理解、相互交流が基本となります。そのために教育が果たす役割は大きいと考えます。異なる文化を持つ人々との日常

的な交流が拡大する中でお互いの文化や違いを理解するだけでなく、違いを受け入れながら共生できる力を子供たちが身につけていくことができるようにこれからも取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○定松委員Ⅱグローバルな佐賀県になればいいなというふうに思うわけであります。今後とも、私ども地域でもそういったグローバル化、子供たちの国際化といましようかね、かく言う私たちの社会も国際化が進んでいかなければならない、子供たちばかりに押しつけるんじゃないですね。まだまだ私たち、何というかな、成人男性、成人女性、高齢者の方も国際化については、まだおつくうなところがあるのではないかなというふうに思いますし、そういった国際化に向けて佐賀県全体として取り組まれることを期待しております。

それでは、三問目に入らせていただきます。がん対策についてであります。私も健康には自信がりましたが、過去においてC型肝炎を患ったり、がんぎりぎりのところまで行ったりとか、そういった健康被害がございました。

起因するものは何かというところ、分かっておるものの中には、酒とたばこかなというふうに思っておりますが、私たちリスクを負いながら生きているわけでありまして、今や日本人の二人に一人が、がんにかかる。そして、三人に一人ががんで亡くなるというふうに言われております。

全国では昭和五十六年から、佐賀県では昭和五十三年から、がんは死因の第一位でありました。医学、医療の進歩により、がんは不治の病でもなく、珍しい病気でもなくなってきたというふうに感じております。

最近では、直接本人にあなたはがんですというふうに告知をされた上で、治療方法を先生としっかりと相談をして、治療方針、がんと闘うという姿勢を患者さん自らが持つように、そういった告知もなされると、積極的に告知をしながら治していくというふうに変わってきたかなというふうに感じております。

先ほどの私がA.L.T.のお話をしましたけれども、その家系のお母さんは、私ちよつと親戚なんですけど、今現在、がんの闘病中でもあります。その方は、黄疸が出て、よく調べてみれば肺がんを患っておたし、肝臓にも転移をおたし、そして腺がんという、いろんな転移をするがんでありました。

それで、もうそろそろ終末治療なのかなというふうなところまで行っておりますけれども、体力がまだあるので、新たな治療に専念するというふうになっております。頑張ってくれればいいかなというふうに思っております。

また、先月、私の昔からの大先輩でありました方が、六十七歳という若さで亡くなりました。がんの治療をしながら働いておられましたけれども、六十歳代というところのがんの進行が早いんでしょうね、転移をして帰らぬ人となってしまったわけでありました。

私もお見舞いに行った折には、いややっぱり七十までは生きたかったなとシミジミと話されたことが、今でも言葉の響きとして覚えておるところであります。

また、治療をしながら働いている後輩、そして、がんの治療を終えて、治療前と変わらずに家事や子供のお世話をしておられる奥様あたりも周りにいらっしやいます。がんとの共生をしている人たちというのが増えているのが実感できると思っています。

早期のうちに発見して、早期に治療できれば、約九割が治ると。私自身、死ぬ間際まで元気で健康でいたいというふうに願ってもおりますし、がんが見つければ、すぐにでも治療をして、それを取り除く。いわゆる死ぬまで元気で、ピンピンコロリというふうに死んでいきたいというふうに願っておるところであります。

十年ほど前には、私も胃がんのリスクを減らすために、ピロリ菌、これはピロリ菌の検査をしたら、私も御多分に漏れずにピロリ菌を持っておりまし

て、先生から、あなたの胃ですよというふうに提示をされました。ごま柿を見るような赤い点々がいつばいあって、これは出血しよるもんねというふうな感じで、明らかにピロリ菌、これはもうきれいにピロリ菌ですよと言われてまして、一週間薬を飲んで、一週間で治りました。で、ピロリ菌はありません。何かふっと、息で分かるみたいなどころでして、吐く息で分かって、ピロリ菌はないということ、八割程度、そのピロリ菌から起因する胃がんというのが、ピロリ菌の中の八割ががんになりますよということですので、それは一応はクリアできたのかなというふうに思っているところがあります。

現在、県では、昨年度末に策定した、第四次佐賀県がん対策推進計画に基づいて、がんにならないよう、がんのリスクを下げる一次予防、がんを早く見つけて、早く治療するためのがん検診といった二つの二次予防ですね、がんになっても安心して暮らせる社会づくりといった三つ目のステップで、がん対策に取り組んでおられます。

一見、私としては予防、早期発見、早期治療、がんとの共生、いずれも欠かせない重要な取組であると考えておりますが、県には総合的にがん対策を推進してもらいたいというふうに考えております。

そこで、次の点についてお伺いをします。
佐賀県におけるがんの罹患及び死亡の現状についてお伺いいたします。

がんは、患っても治る、かかっても治る病気になっているとはいえ、がんは我が国の死因第一位でありますから、我が国全体で毎年新規に百万人ががんにかかり、四十万人近くががんで亡くなっているというのが現状なんです。

県内のがんの罹患及び死亡の状況というのはどのようになっているのか、がん撲滅特別対策室長にお伺いをさせていただきます。

岡崎がん撲滅特別対策室長 佐賀県におけるがん罹患及び死亡の状況についてお答えします。

まず、罹患の状況です。

国立がん研究センターが公表する全国がん登録によると、佐賀県のがん罹患者は、直近の令和二年で六千四百六人となっています。

罹患の状況を長期で見ると、二十年前は四千五十七人、十年前は五千七百九十六人で、この二十年は高齢化を主な要因として増加しています。

一方で、高齢化の影響を除いた年齢調整罹患率は、平成二十二年頃から増加し、その後横ばいとなっています。

次に、死亡の状況です。

厚生労働省が公表する人口動態統計によると、佐賀県のがん死亡者数は、直近の令和五年で二千六百七十四人です。先ほどと同様に長期で見ると、二十年前は二千五百八十人、十年前は二千七百五十八人と、ほぼ横ばいとなっています。

なお、高齢化の影響を除き、壮年期死亡の減少を高い精度で評価する七十五歳未満年齢調整死亡率は、直近の令和四年で佐賀県は七二・四、ちなみに全国は六七・四となっています。これを長期で見ると、二十年前は佐賀県が一〇一・七、全国は九七・〇、十年前は佐賀県が八六・九、全国は八一・三と、佐賀県、全国的においても減少傾向にあります。

以上です。

○定松委員 七十五歳未満の年齢で、がんが起因する死亡の割合といたしましうかね。

これは、ここにグラフを頂いておりました。私も拝見させていただきましたけれども、ここ近年といましようか、昔から佐賀県は、がんにかかる人が多いんですね。特に、有明海沿岸に何か多いというふう聞いておりました。

私は、C型肝炎の検査をしたら、定松さん、C型持っつよというふうな言葉が聞かれました。元来、酒が好きなので、酒を飲むために治療したようなものなん

ですが、きつぱりとC型肝炎、完壁によくまりましたと思っていれば、また出たんですね。そういうふうなものなんです。二回治療をいたしました、今度は鉄の肝臓になって帰ってきたわけですが、今のところまだ出ておりません。ガンマGTPはこの間の検査の結果五十ぐらいで止まっておりますのでね。ただ、ほかのがんになるのではないかとというふうに考えておりますので、見つかったときには、また闘いたいというふうに考えておるところでございます。

先ほど申しました佐賀県には大変高いこのがんの発症といましようかね、全国平均よりもかなり高いんですね、このグラフを見ても、このがん撲滅の歴代の室長さんたちが頑張っていたいて、今これだけこう減っているのかなというふうには見て取れます。

ただ、これは全国的にもずっと減っているんですね。要は全国にも負けないくらいの減少率を出していかなければならないと思っておりますし、これだけ人口が高齢化していく中で、若い人たちの働き手にがんになってもらいたくない。それと、がんになっても、しっかりと治療をして、企業戦士として闘っていたきたいというふうな思いであります。

佐賀県における予防できるがんへの取組、毎年六千人以上ががんにかかっておられます。六千四百六人ということでございますから、がん対策としては、まずはがんにならないようにすることが重要。そして、県では予防できるがん対策について、どのような取組をなさっておられるかお伺いします。

○岡崎がん撲滅特別対策室長Ⅱ佐賀県における予防できるがんへの取組についてお答えします。

県では、がんの発症要因とされる喫煙、食生活、運動不足などの生活習慣の改善の取組のほか、細菌やウイルス、具体的には、胃がんにおけるピロリ菌や肝がんにおける肝炎ウイルスなどの感染状況に応じた取組を実施しています。

まず、胃がん対策として、中学三年生を対象にしたピロリ菌検査及び除菌治

療という事業です。事業開始の平成二十八年年度から令和五年度末までに累計で千七百七十一人が除菌治療を行い、将来の胃がん発症リスクの低減を図りました。次に、肝がん対策です。佐賀県はかつて、B型、C型肝炎ウイルスを主な原因とする肝がんの粗死亡率がワーストワンという状況が続いていました。こうしたことを受け、平成二十四年度から、同年佐賀大学医学部附属病院に設置された肝疾患センターを中心に、医師会、医療機関や市町などの関係者と連携し、肝炎ウイルスの無料検査から治療、そして治療後のフォローアップまで、切れ目のない総合的な肝疾患対策に取り組んでいます。

先ほど委員も二度肝を患われたということですが、一度痛めつけられた肝というのは、頑張っていくんですけど、やはりフォローが必要ですので、今後とも定期的なフォローを続けていただければと思います。そういった定期的なフォロー、まず早期発見、早期治療へつながる取組や、近年の治療薬の進歩もあり、肝がんによる死亡率は減少傾向となっておりますが、おっしゃるとおり、全国に比べ、まだ依然として高い状況が続いておりますので、引き続き取り組みこととしていきます。

以上です。

○定松委員Ⅱ私の家内と同じようなことを言っていたいただきました。私もそう心がけております。

この予防できるがんというものも、これはもう立証できているんですから、県民の皆さんに、そういったものもしっかりと伝えていかなければいけないというふうに思います。

山口県政になりましたから、私、テレビでよく拝見しているものの中に、「い肝ば、いかん！」というふうなことで、そのモデルになったのは私の同級生で福富の漁業会の組合長だったんですね。おりよっ何でトオル君が出るとかなどというふうに思いましたら、「い肝ば、いかん！」というふうなところで、

テレビに出たということ、そういったものを含めれば、やっぱりずっと浸透はしているんでしょねというふうな感じがいたします。

ピロリ菌にしても、先ほど数字を言っていたいただきました千百七十一人、これはもつと説明をすれば、この分母が増えていくんだろうと思うんですね。今現在でも親の承諾を得んといかぬとか、それから、職場においても、ピロリ菌を持っている方の検査の頻度、そういったものも上げていかなければならないだろうし、いろんな取組をまたさらにしていただきたいというふうに思います。それはお願いとして、次に最後の質問になりますが、がんとの共生についてお伺いをさせていただきます。

現在の医療、医学の進歩は著しいものがありますけれども、がんにかかっても治る病気というふうにだんだんと捉えられておるのも事実であります。

この治療を終えたがん経験者、サバイバーというんですが、この方たちが増えていく、そしてがんとの共生、これも重要だと思えます。がんを治療しながらも、現役の仕事に復帰をしていくということでございます。がんの共生の重要性が増しているんだろうというふうに思いますけれども、共生していくためにどのような取組を行っているのかお答えいただけます。

○岡崎がん撲滅特別対策室長Ⅱ がんとの共生についてお答えします。

がんは不治の病ではなく、長く付き合ひ、共に生きていく病気になってきています。がんと共生していくためには、誰もががんやがんと共に生きている患者のことを正しく知り、職場や地域で共に支え合ひ、がんになっても安心して暮らせる社会づくりに取り組む必要があると考えています。

具体的な取組として、まず、主にがん患者やその家族に対する相談支援や情報提供です。

県内四カ所のがん診療連携拠点病院などにあるがん相談支援センターが中心となり、診断から治療方法のこと。また、その後の多様化する療養生活や社会

復帰に至るまで、患者やその家族などの不安や悩みに対応しています。また、センターでは、ハローワークの職員が出張して就労相談を受けたり、患者や家族が集い、自身の体験や情報を共有するサロンなども開催されています。

次に、広く県民に向けたがんに関する普及啓発です。

がんになっても働きやすい職場や、がん検診を受けやすい職場の環境づくりを宣言していただくがん検診向上サポーター企業の登録事業や、県が開設する専用ホームページ「がんポータルさが」を活用した、がんや市町ごとのがん検診の実施日などを紹介している情報を提供しています。

そのほか、若い世代、若い時期からがんに対する正しい知識やがん患者への理解及び命の大切さに対する認識を深めてもらおうと、小学校、中学校、高等学校においてがん教育が実施されています。教師や医師のほか、がんを経験したサバイバー自らも講師となり、がん検診の大切さや、たばこを吸わない、バランスのよい食事をするなど、がんや健康に関する正しい知識などを伝えています。

今後とも予防、早期発見、早期治療により、がんになる人を減らし、治る人を増やすことを目指し、また、がんとの共生に取り組むことで、がんになってもこれまでと変わらず暮らせるよう、引き続き対策を講じていきます。

以上です。

○定松委員Ⅱ がんとの共生、これは私も二人のうちの一人、がんになるんですから、私も御多分に漏れず、覚悟をしておきたいというふうに思っております。告知を受けたときには果敢に治療をするということが大切でしょうし、また県民の皆さんにも、やっぱり僕らからも検診に行かんばいかんよというふうな啓蒙をしていかなければならないだろうというふうに思います。

要は、初期に治療ができれば、治療費も大分安くなるんだろうと。医療費の削減にもつながることですから、これは県こぞってというか、県を挙げて、そ

ういったがんにならないため、なったときの治療、早期治療というのには心がけたいというふうに思っているところでございます。

がんになって、そして心のケアといましようかね。周りの方々、御家庭の奥様、御主人ががんになられたら奥様のどういったことが必要、そのフォローが必要なのかというふうな、家族の会、昔はがんというのは絶対死ぬみたいな感じで、奥さんたちは半分泣きよんさったですよ。最近はどうでもないのかなと思うんですが、その家族へ向けたサポートは何かありますか。

○岡崎がん撲滅特別対策室長⇨家族の方を含むフォローなんですけれども、先ほど申し上げましたが相談支援センターというところは、がん診療連携拠点病院、県内四力所、県病院ですとか佐賀大学医学部附属病院、唐津日赤、嬉野医療センターと四力所なんですけど、そこに通院している方に限らず、がんと診断された方、御自身だったり、家族だったりとか、そういった方の相談を受けたりできます。あと、がんサロンのほうも、電話だとか、メールだとか、直接対面しなくても、ちょっと悩みを抱えたときにでも接触できやすいようなアクセスを取っておりますので、気軽に相談していただける場所というのがあるということを紹介することも我々必要だと思っております。

以上です。（「終わりました」と定松委員呼ぶ）

○宮原委員⇨ありがとうございます。それでは、御指名いただきましたので、早速質問させていただきたいと思えます。よろしくお願ひしたいと思います。

それではまず、食育について質問させていただきたいと思えます。食育という言葉がここ二十年ぐらいで使われるようになったわけでございますけれども、食育基本法が制定されまして、その試み、その進めがなされているわけでありませう。

先ほどはがんの話もあっておりました。がんを食い止める一つの要素ではなからうかと思うわけでありませう。バランスのいい食事を取りながら、やっぱり

健康を維持すると。食育基本法にも生き生きとした健康で生活をするといううなこともうたわれておるわけでございませうけれども、そういったことをしていきながら、皆さん方が元気に、にこやかに、そして生活をしていただければ幸いに存ずるところでございませう。

まずは、国においてどのような食育の考え方、そして基本法等も説明をいただければと思えます。よろしくお願ひします。

○大野くらしの安全安心課長⇨国の考えについて、それから基本法についてお答えしたいと思います。

国におきましては、食育基本法に定める基本理念にのっとりまして食育を推進しております。基本理念では、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを目指しております。そのためには、食に関する感謝の念と理解が必要であること。多様な主体の参加と協力を得ながら連携し、推進すること。子供の食育には、保護者や教育関係者の役割が重要であること。そして、食に関する体験活動を行ったり、生産者と交流を図ることなどにより食育を推進することなどが定められております。

また、食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するために、農林水産省は食育推進基本計画の作成及び推進に関する事務を担っており、食品安全委員会、消費者庁、「こども家庭庁」、文部科学省、厚生労働省など、関係府省庁などが連携を図りながら、基本理念に基づき、国として一体的に食育を推進しているところでございませう。

以上でございませう。

○宮原委員⇨ありがとうございます。

国からこういった示しがなされているわけでありませう。県もそれを受けてやらなければならぬところがあるんだらうと思えます。まずは考え方もお伺い

させていただきながら、そしてまた、その取組についてお伺いをさせていただきたいと思いますが、基本理念があるのかと思いますけれども、そこについての考え方をお示しくください。

○大野くらしの安全安心課長Ⅱまず、県の考え方についてお答えいたします。

食育は健全な心と体を培い、豊かな人間性を育んでいく基礎となるもので、私たちが生涯にわたって生き生きと暮らしていく上で重要なこととございます。県では、県民の方々が様々な経験を通じて食の知識と食の選択の力を習得し、健やかで豊かな食生活を実践することができるよう、食育基本法に基づきまして、国の食育推進基本計画を踏まえ、佐賀県食育推進計画を策定し、食育を推進しているところでございます。

また、子供の頃から身についた食習慣を大人になってから改めることは困難でございますので、特に子供への食育は重要と考えております。そうしたことから、佐賀県食育推進計画では保育・教育機関などでの食育の推進を柱の一つに位置づけまして、食育を推進しているところでございます。

以上でございます。

○宮原委員Ⅱこれは確認ですけれども、推進計画、国として定められているんですが、県内の二十市町、それぞれちゃんと出されていますよね。

○大野くらしの安全安心課長Ⅱ食育推進計画の市町での策定のことについてということでございますけれども、県内におきましては二十市町で策定がなされているところでございます。

以上でございます。

○宮原委員Ⅱ県内、しっかりとその推進運動もされているということとでございます。計画されていれば運動がなされるんでしょうから、そうなっているんだろうと思っております。

また、取組についてお伺いをさせていただきたいと思っております。

どのようにして、具体的な例も挙げながら取組をお示ししていただきたいと思っております。

○大野くらしの安全安心課長Ⅱ県の食育の取組についてお答えいたします。

食育につきましては、教育や保健医療、生産といった各分野でその推進に努めているところでございます。

現在取り組んでいる事業について、幾つか御紹介させていただきたいと思っております。

まず、県民環境部におきましては、小学生を対象に食育標語コンクールを実施いたしました。その入賞作品を掲載した食育カレンダーを作成しております。このカレンダーにつきましては、新一年生に配布をしているところでございます。

また、保育園や幼稚園など、あと保護者の方に対しまして、学校などにおきましても食育に関する講師を派遣しているところでございます。

それから、食育を推進する人材の育成、食育関係者のネットワークの構築、連携を図るために、西九州大学とともに食育推進交流会なども開催しております。

そのほか、食育の取組をさらに県内各地に進めるために、県内で食育の推進に実績がありました団体や個人を表彰する佐賀県食育賞を設けまして、令和五年度までには百三十四の団体、個人を表彰しているところでございます。

農林水産部におきましては、保育所等での農業体験活動を増やす取組といたしまして、農業や農産物の魅力を多くの子供や保護者に伝えるため、地域の農業や食材、郷土料理などに詳しい県内の農業者を「ふるさと先生」といたしまして、保育園、幼稚園、小中学校等に派遣しております。

それから、男女参画・こども局では、保育者を対象とした食育に関する研修などを通じた、保育施設への食育の取組を促進しているところでございます。

健康福祉部におきましては、生活習慣病予防を目的といたしまして、「さが健康維新県民運動」の推進に取り組んでおりまして、歩く・身体活動、それから食と栄養、それから歯と口の健康、卒煙の四つを柱にして普及啓発を行っているところですけれども、その一つの中の食と栄養の取組におきまして、野菜から食べるなどをテーマにしており、県内の小学校や保育所等での食育活動に活用してもらうために、オリジナルの絵本「いただきますはやさいから」というものを配布しております。

また、教育委員会におきましては、健康でいるためには食事は大切であると考え、小学生、中学生の割合を増やすために、食育月間であります六月におきまして、県内の小・中・高の児童生徒全員に、バランスのよい食事についてなどを解説した食育月間リーフレットの配布を行いまして、食事の大切さを伝えているところでございます。

県におきましては、このように県民環境部をはじめといたしまして、農林水産部、男女参画・こども局、健康福祉部、教育委員会など、それぞれの部局が事業を行っております、組織横断的に緊密な連携の下、食育に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○宮原委員 それぞれに各部署でも取り組んでいただいているということでございます。しっかりと県民がそれを受け取らないと何もならないわけでありまして、食育の理念というものもしっかりとお伝えいただきたいと思っております。また、そのことによって何となく食育運動があつているなど、食育って何だろうというようなことではいけないんだろうと思っております。

食で育てることもあれば、食を育てもしなければならぬわけでありまして。やっぱり飲食店とか、それから農業分野——農業分野だけではなく、漁業分野の第一次産業については、その食をちゃんと育てることも大切だということも

伝えていかなければならないわけであろうかと思っております。栄養の分もしっかりとしなければなりません。

御承知の方は多いんだろうと思えますけれども、私も農業を営んでおります。そしてまた、農協青年部にも入つておつたときに、この食育基本法ができました、その活動をしてくださいということでもございました。どんなことが食育なんだろうかと私の中では思ったところでございます。また、文化も変わってきました。右で箸を持つとうと左で箸を持つとうとどうでもいいような感じ。そして、スプーンを持つとうとフォークを持つとうとどうでもいいような感じの文化になったときに、食育って本当に何なんだろうなというような感じがしております。その中でまた、農業分野においては、健康を維持管理するためにはやっぱり季節のものを季節のときに食すのが一番いいわけでありましてけれども、今、皆さん御承知のように施設栽培が横行しておるわけでございます。これは収入を多く得るために、基本的な露地の季節をずらしながら栽培をしていくわけでありまして。やっぱり季節のものではなくてきてきているのが事実であつて、イチゴは本当は春先の食べ物なのに冬から食べられる、どうにかいうと一年中食べられるものになってまいっております。また、キュウリもそうでありまして、あれは夏食べて体を冷やすようにしているわけでございますけれども、当然ながら一年中キュウリはあります。施設が行き届いていることも、また、それがそれなりに栄養があるんだろうとは思いますが。しかしながら、その価値というものをしっかりと分かつて食しているならともかく、冬に体を冷やす必要があるのかなというように思っています。

また、全国を見渡してみますと、今や北海道にも焼酎が当たり前のようにあります。焼酎は大体体を冷やす飲み物であつて、暑いところで体を冷やしながら何とかその地域で生活をできるような、そういったものであるかと思えます。当然ながら、ロシアはウォッカを飲みます。寒くて寒くてたまらないから

体を温めなければならぬ。あそこで焼酎を飲む人なんているのかなと思いきや、日本人が行けば多分飲むだろうと思えます。そういったことも何のためにそのものがあるのかということ、そして、それを体に何で入れているのかということをしつかりとわきまえさせることも食育なんだろうと思えます。それが行き届いているならば、多分、北海道にはそんな焼酎はなかったのかもしれない。でも、行き届かなかったからこそ、焼酎も当たり前に北海道にある。いや、寒いからお湯割りにすればいいだろうと、そういう問題じゃないんだらうと私は思うわけでありませう、そういった考え違いがなされることも多いわけでありませう、食育をしつかりとさせていただきながら、本当に皆さん方が健康を維持管理していただいて、暮らしを真つ当にしていることがいいわけでありませう。また、佐賀県内においては、今、例を挙げていただいたようにしつかりとされているということでございますので、これをよりよく推進していただきたいと思うところであります。

また、学校内でもリーフレットを配りながら、しつかりと覚えていただくようにリーフレットの配布もあるということでございますので、またその子供たちが成長していただきながら、本当にしつかりとした食育を学んだ大人になっていただければ、先ほどのようながんも減ってくるのではなからうかと思うところであります。

今までそのような取組がされたわけでありませうけれども、課題も今までも幾つか出てきたんだろうと思えます。そしてまた、こういったこともありましたよという気づきもあつたんだろうと思えます。その問いについて分かる範囲で結構ですので、お示しをしていただきたいと思います。

○大野くらしの安心安全課長Ⅱ食育の取組を通じての課題や気づきなどについてお答えしたいと思います。

まず、課題のほうなんですけれども、食育の重要性というものは理解されて

いるのかなというふうに、浸透ができてくるのかなと思うんですけれども、食に関する価値観、それから、ライフスタイルなど多様化が進んでいるというところの背景もございまして、生涯の健康づくりにつながるような食生活を実践、それから、習慣化するということらまでには至っていないのかなというふうに感じております。

栄養面から見ても、例えば、主食、主菜、副菜を組み合わせた食事を一日二回以上実践している人というものは、今、調査では四割以下というふうになっております。また、野菜の摂取量につきましても、一日三百五十グラムという目標を食育推進計画の中で立てているんですけれども、一日三百五十グラムの目標に対しては摂取量が約八十グラム不足しているという状況がございます。これらの課題を解決していくためには、県民一人一人が食に関する正しい知識を習得し、望ましい食生活を実践し、食習慣を定着していくことができるように充実をさせていくことが重要というふうに考えております。

その他の気づきといたしましては、よい点というところで挙げさせていただきますと、県内には熱心に食育活動を行っている方々がいらっしゃるということでございます。先ほど取組の中で佐賀県食育賞というものを御紹介いたしましたけれども、受賞された皆様は、地域の食文化を守り、継承したい、それから、健全な食生活を確立したい、そういった意欲を持って取り組まれております。こうした方々が地域に根差した地道な活動を続けられているからこそ、佐賀の食の豊かさですとか健康を支える食の大切さ、そういったものが、県民の理解を促すような働きかけをされているのかなというふうに思っております。食育の取組が県全体に広がっていくには、こうした食育に対して主体的に取り組まれている方々と相互に連携しながら推進していくことが大切というふうに思っております。

以上でございます。

○宮原委員Ⅱもう皆さん見かけられたこともあるかと思いますが、これは国がつくられた食事のバランスガイドという三角柱を逆にしたバランスシートなんですけれども、(資料を示す)これを見ながらちゃんと食せば健康体でいられるよというところなんだろうと思います。やっぱり飲食店も栄養バランスを考えた食事を作っていますよとか、そういったところをしっかりとやっていただくようなところまで取り組んでいただければ、食事は好みでしょうから、好みは好みであるんでしょうけれども、いや、私たちはあなた方に、皆さん方にお客様たちに栄養を考えてちゃんと提供していますよとか、そういった取組がなされているようなところも私は必要になってきたのではなからうかと。たまにカロリーを書いてあられるところもあります。カロリーだけが指標なのかどうかは分かりませんが、そこも食育の一つではなからうかなと思つているところであります。

それぞれに取組を多くなされて、本当に健康体を皆さんで維持していただけたらと思うところありますし、また、これからはミカンの季節になります。しっかりと佐賀県民の皆様方はミカンを食べていただきながら、ビタミンCを取って風邪にならないような、そういったことも必要なんだろうと思います。それが食育なんだろうと思いますよ。

今は世の中の消費者に合わせているのか、それから、流通業者に合わせているのか、糖度ばかりで甘いミカンもめちゃくちゃ出るようになりましたけど、あれはビタミンCを取る食べ物なので、そういったこともしっかりと分かっていただきながら食していただければと。おいしいことにこしたことはないんですけど、甘いことがおいしいのかどうかということは、私は疑問に思うところあります。

コンビニでもよく皆さん方がサンドイッチを買われたり、あえてエネルギーを取るためにといっておにぎりを買われたりしています。健康を考えて、少し

野菜が多めなサンドイッチを取られていますけれども、あのサンドイッチ、バター、マーガリンも塗られているんですが、大体工場で作られていますから、あの食パンはめちゃくちゃ食用油が塗られていて、めちゃくちゃな油の量で大変後に残るのではなからうかと。当然コンビニのおにぎり、工場ラインに乗せられたのも米一粒一粒に大変油がついております。だからこそ、おいしいのかもしれない、食用油で。でも、そのこともちゃんと分かって食していただくというようなことも私は必要なんだろうと思います。

皆さん方、気になれば、今度コンビニ——コンビニと言ったらいけないのかもしれないけれども、工場ラインに乗ったそのサンドイッチのパンの三角の端つこのところをコップの水の中に入れていただければすぐ分かれると思います。しばらくたつたら油が浮いてまいります。おにぎりもそうです。おにぎりの何粒かぱつと入れていただければ、多分油が浮いてきます。そんなの当たり前で、それを不思議に思う必要もない。だって、工場できていますから。じゃ、それが食として安全か安全でないかといえれば安全なんだろうと思います。でも、食育の面においてはどうかということも、それぞれの価値観で考えていただくことが大切ですよということを伝えていくことが食育なんだろうと思いますので、そういったところも多く広めていただくこともここにお願ひするものであります。

それでまた、今後取組をしっかりととしていただかなければなりません。食育の基本的な考え方をしっかりと持っていただきながら、そこを推進していただきたいと思つていますので、今後についてお伺いをさせていただきます。

○大野くらしの安心安全課長Ⅱ今後の取組についてお答えいたします。

私たちが生涯にわたって健康で暮らしていくためには、毎日の食が大切でございます。特に子供の頃から望ましい食習慣を実践していくことは重要でありますので、今後とも子供への食育の充実を図っていきたくと思つております。

また、食べることは生涯にわたって続く基本的な営みでございますので、食育は各ライフステージに応じて推進していくものでございます。広く子供から高齢者までを対象に効果的に啓発するには、県だけではなく、様々な関係団体との連携が欠かせないと思っております。

このようなことから、消費者、生産者、教育、社会福祉、医療、CSOなどの関係団体によるネットワーク、「食育ネットワークさが」というものを組織いたしました。相互に情報交換、連携しながら、食育に関する啓発、情報提供、食育活動への支援を行っております。また、「食育ネットワークさが」の構成団体におきましては、各委員がそれぞれの特性を生かしまして、家庭、地域、保育所、幼稚園、学校などで講演会や料理教室、農業体験など様々な食育に取り組んでおられます。

今後とも、こうした地域における関係者との連携を緊密にいたしまして、食育の大切さが県民全体に浸透し、一人一人に望ましい食習慣が定着するように、積極的に今後も食育を推進してまいります。

以上でございます。

○宮原委員 しっかりと頑張っていたきたいと思います。

皆さん御承知のとおり、佐賀県は米どころとよく言われるんですね。その米どころは、おいしい米が取れるんだろうと思っております。おいしい米を提供していたら、佐賀県は佐賀県のおいしい米を、また、品種改良もいっぱいされて、なるべくおいしい米をとというような形になっているわけでありまして。だったら、そのおいしい米を御飯として提供していただく飲食店にお願いをしなければなりません。昨日の米がおいしかったかどうかは、人それぞれ思うことかもしれないかもしれません。しかしながら、なるべくおいしい状態で提供していただかないと、佐賀県のおいしい米が出てこないんだろうと思っております。

よく県の方針で、いい佐賀県を見せようとか、佐賀県を自慢できるようなどころにしましょうとか言っているけれども、そうなるように仕向けていかないとそうならないんだろうと思えます。そういった取組も、できれば運動としていただきたいななど。そのために何でも選別をしながら、よりいいものを提供するようにしているわけでありまして、それが最終的に現場で提供していただかなければ何もならないんだろうと思えます。

「佐賀海苔[®]有明海一番」というのがあります。それと一番ノリがありますよね。有明海一番と一番ノリと、なかなか両方理解されていない方もいます。有明海一番イコール一番ノリと。一番ノリは一番ノリで、取れただけの話です。有明海一番は品質が全然違います。

私も県の視察で行かせていただきました。そのときに食べてみてくださいと言われました。比べないと分からないんじゃないですかと私は言いましたら、そのときの流通課長が食べていただいたらすぐ分かりますと言われました。私、食させていただきました。もう口の中で解けます。もう色鮮やかだし、真っ黒だし、そしてまた、そこにはもう日に照らせば、その濃さが全然違うのは明らかであります。それだけいい品質のものをつくっていたらいい。

じゃ、それを広めていかなければ何もならない。だって、今コンビニのノリ、もう黒いノリじゃないノリがおにぎりの中で提供されていますけれども、佐賀でそれを売ったらちょっと困るなみたいな、佐賀のコンビニのノリだけは、やっぱり佐賀県のいいノリを使っていたらいいような、じゃ、福岡県の皆さん、長崎県の皆さん、熊本県の皆さん方が、佐賀にせっかく来たからコンビニに寄っておにぎりでも買おうかと、ノリがいいからとか思っていたらいいようなところも一つの運動なんだろうと思えますよ、佐賀県独自のですね。

そういったことも、妙に思うこともあるかもしれないけれども、やっぱり佐賀をPRしないと、佐賀県はなかなか分かっていただけない。佐賀県がP

Rしようと思っても人口八十万人、そして、県外にみんなが出て行ってPRするならいいけど、なかなか出ていかない人たちばかり。じゃ、PRはどうやってするんですかという感じ。佐賀県が生き残るためにも考えていかなければならないし、佐賀県が佐賀県として存在価値を生み出すようなこともしていかなければと、私はそう思います。

佐賀県が一番誇れるその食材はノリです。ノリがいつも一番だから。ノリが可能性が一番高いんだらうと思います。ノリをやっぱり多くPRしていただくことも大切なんだろうと思います。

先日、全国の会議に行つて少しびびつくりしたのが、一時期はイチゴの生産が大体「とちおとめ」が一番多くて、その次が「さがほのか」だったんですけど、今もう「さがほのか」がそれだけ生産されなくなって、もう「あまおう」が断トツの二番になっています。もうなかなか佐賀でPRするものがなくなつてきているのも事実で、いや、いいものがありますよ。「佐賀牛[®]」がありますよ、もう牛——牛というか、肉は全国でつくられて、全国でも品質のいいものがつくられているんですね。ただブランド化されて名前が売れているというだけで、じゃ、ほかの県に行つて、その産地の肉でA5がないかといえほとんどがありません。だから、そこまで自慢するようなものじゃない。そこにはそこでできているものがある。でも、ノリはなかなかできないから、ノリだけはやつぱり私たちの誇りとして持つておくべきところなんじゃないかなと思いますので、またノリ産業の皆さん方に拍手もいただきたいところですけど、あんまりアピールし過ぎて申し訳ないですけども、私たちが誇れるものをしつかり持つていきながら、ノリのよさも推進していただければと思うところであります。

これから本当に食育をもつて、皆さん方が健康に暮らしていただける、そのことを心から願ひながら、これからも推進を願うものでありますので、課長さ

んも部長さんも、そして、所属のそれぞれの県の職員さんたちにも心からお願ひするものでありますし、そしてまた、それが県民理解を得ながら運動としてなされ、そして、しっかりと県民の皆さん方がその食育を学ばれて、健康体でおられることを心から祈念して、食育の質問は終わります。

○石丸副委員長〓暫時休憩します。十五時二十分をめどに委員会を再開します。

午後三時四分 休憩

午後三時二十分 開議

○富田委員長Ⅱ委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、質疑を行います。

○宮原委員Ⅱそれでは引き続き、質問をさせていただきます。

それでは、二項目ですけれども、学校における感染症対策についてでございます。

これまでも感染症対策、六月にも九月にも質問をさせていただいたところでございます。感染症、多くがよく語られるのが、子供がうつってきたから、孫がうつってきたから私もかかったとかよく言われて、もう学校が悪いような表現がよく聞かれるわけです。じゃ、学校で広がらないようにすれば全体に広がらないのかなというように思いがするわけですけれども、多分そうではないんだろうと思います。何かの言い訳かもしれませんが、しかしながら、やっぱり学校現場でそれだけ感染が広がっているということも、事実の現れなんでしょうと思います。そこで、私も質問をさせていただきたいと思えます。まず、今の現状についてお伺いをしますけれども、今どのような状況にあるのかお伺いさせていただきます。

○江口保健体育課長Ⅱ現在の学校の感染状況についてお答えいたします。

学校においての新型コロナウイルスの感染状況は、六月から七月にかけては多かったものの、現在は落ちついている状況であります。

一方、季節性インフルエンザは十月二十五日に今期初の学級閉鎖の報告があつて以降、感染者が、昨年ほどではありませんが、増加傾向にあります。

以上でございます。

○宮原委員Ⅱとなれば、もう対策を打たなければならぬわけでありまして、そこについて、また頑張っていたかなければなりません。

また、今年度の状況も、まずは把握させていただきます。

○江口保健体育課長Ⅱ今年度の学級閉鎖等の発生状況についてお答えいたします。

昨年四月から十一月と、今年四月から十一月の同時期の学校における学級閉鎖等の状況を比較してみますと、今年、学級閉鎖は五十三件、昨年は三百九十九件、今年、学年閉鎖は十七件、昨年は百六十七件、今年、学校閉鎖は一件、昨年は十件でございました。いずれも大幅に減少している状況でございます。減少した理由につきましては、県内全体の季節性インフルエンザや新型コロナウイルスの感染者が少なかったことによると考えられます。

しかし、大幅に減少しているとはいえ、季節性インフルエンザの学級閉鎖等の状況は、先月の十一月には七件であつたものが、十二月、これは九日現在でございますが、既に三十五件と増加しており、今後の感染拡大が危惧される状況でございます。

県教育委員会としましては、今年十一月二十五日付で、インフルエンザ流行期における感染予防についての通知を、県立学校及び市町教育委員会に通知し、注意喚起をしているところでございます。

以上でございます。

○宮原委員Ⅱ今、通達はされているということでございます。もう即座に実行していただいているものだろうと私は思うわけですけれども、これから本当に季節が来るわけです。感染症、年二回の波もあるということであります。もうその二回の波が徐々に迎えられていることは、ここに如実に現れているわけでありますので、その波が大きな波でないことを祈らなければならぬし、大きな波にならないようにしなければならぬと思うわけです。その御努力をお願いするものでありますので、この質問をさせていただいております。で、また、県教育委員会として、学校に対してどのようなことを行っているのかを改めてお伺いさせていただきます。

○江口保健体育課長⇨教育委員会の学校に対する指導についてお答えいたします。

継続的に市町教育委員会や県立学校へ、文部科学省の通知や資料等を発出することにより、児童生徒の健康状態の把握、換気の確保、手洗い等の手指衛生指導、せきエチケットの指導、抵抗力を高めるための生活習慣指導といった基本的な感染症対策等を周知、啓発しております。

また、学校内で児童生徒の健康保持増進や環境衛生を主として推進するような役割を持つ保健主事や養護教諭を参加させました、学校保健担当者研修会や養護教諭研修会等において、国や県の感染症対策の指針にのっとり、感染症対策に取り組むよう、直接指導しております。

なお、季節性インフルエンザの感染が拡大した場合は、注意報、警報と、感染状況の変化に合わせまして、レベルを上げた感染症対策を行うよう指導してまいります。

以上でございます。

○宮原委員⇨指導はされるというところがあります。

じゃ、指導の結果、学校でどのようなことが行われているか、もう一度確認させてください。

○江口保健体育課長⇨学校におきましての指導内容につきまして、感染状況が落ちついている平時におきましても、児童生徒の健康観察や換気の確保、手洗い等の手指衛生の指導等、基本的な感染対策を行っております。

また、地域や学校において、感染が拡大している状況などには、必要に応じて、活動場面に応じた感染症対策、これにつきましては、マスクの着用を促したり、身体的距離を確保したり、集合形式での集会や行事などの時期をずらしたり、オンラインを活用した配信による集会を行うなど、一時的に対策を講じることを検討しております。

以上でございます。

○宮原委員⇨一番、さっきと同じような感じで報告を受けたわけですが、実際、手洗いはどのようにされているのかをお伺いをさせていただいているところですので、じゃ、休み時間に必ず手洗いさせているか、それから、それを確認しなければならぬと思うんです。手洗いをした人数がどのくらいなのか、マスクを促していますと言いますが、マスクはどのくらいをしたらこのくらいになってしまったとか、やっぱりデータを取っていったら、感染が広がらないように、次のときに備えなければならぬと思うんです。

そこら辺、どのようにされているのか、じゃ、手洗いはどの周期でされているのか、学校内にいるときにですね。休み時間にはみんな手洗いをさせていますよとか、そういったことがどのようにして確認されているのかお伺いをしたいと思います。

○江口保健体育課長⇨手洗いについてお答えいたします。

手洗いにつきましては、具体的に、登校時や外から教室に入るとき、トイレの前後、給食の前後など、こまめに手を洗うことが重要であることを指導しております。

この手洗いについては、三十秒程度をかけて、流水と石けんで丁寧に洗う、また、手を拭くハンカチやタオル等は個人持ちとしまして、共有しないことについても指導しております。

なお、手指消毒用の消毒液は、流水での手洗いができない際に補助的に用いられるものでありますので、基本的には、流水と石けんで手洗いをを行うよう指導しております。

以上でございます。

○宮原委員⇨だから、手洗いの指導はされている、それは分かりました。じゃ、手洗いはどのくらい学校内でちゃんとされているのか、どのくらい把握されて

いますかということもお伺いをさせていただいているところでもあります。みんなちゃんと手洗いしているんですかというところを聞きたいところですよね。

みんなが同じ時間帯に休み時間を取るんだろうと思います。それやったら、水道は足りるんですかというところなわけですよ。だから、そういったことをこれからちゃんと手洗いをさせるその準備が整っているかどうかというところだし、今、現時点でちゃんとできているのかと。指導はされているのは分かりました。じゃ、ちゃんとその手洗いがされているのかどうかは、どうやって確認をされていますかと。

○江口保健体育課長 各クラスに担任がおりますので、担任が指導をしておると考えております。

以上でございます。

○宮原委員 指導はされて、ちゃんと、だから、全員目の前で、はい、一回洗ってくださいとされているんですか。

○江口保健体育課長 そこまでの確認はいたしておりません。

以上でございます。

○宮原委員 そういったことが大切なんだろうと思います。学校内では休憩になっっているかもしれない。しかし、それを休憩とするんじゃないで、感染予防対策時間だというような時間をつくって、しっかりと手洗いをするようなことが私は大切なんだろうと思いますよ。で、そうやって感染を防ぐということなんだろうと私は思います。マスクもマスク着用を指導していると言いますけれども、指導しただけで、する、しないは自由ですよというわけにはいかないんだらうと思います。やっぱりこれだけ広がったならば、必ず全員するとか、ここらまでの人数になったらとか、隣の教室が閉鎖になったらこの教室はちゃんとしますよとか、そういったことが私は大切なんだろうと思います。広がりを防ぐというところだろうと私は思うんですけれども、そういった考えをしっ

かりと持っていたきたいなと私は思っています。

手洗いも本当に今、うつらないようにと言われましたので、自己のハンカチ、自己のタオルでやっていただくようにという指導がなっている。じゃ、ハンカチを持っていない人、タオルを持っていない人はどうするのかと。

一時期、コロナ対策のとき、ここでもしゃべったかどうかは分かりませんが、私も、空港で話があっておりました、アナウンスが。自分で持たない人でも、必ず洗って、自分の服で拭いてくださいと。内側で拭いてくださいというアナウンスがあっていました。私はそれが正解だろうと思いました。必ず手を洗って、必ずほかに散らばらせないような試みをちゃんとしていきたいことが大切なんだろうと思いました。手洗いをすることが大切だろうと思いますので、私はそういったことを、しっかりと学校内で徹底していただくをお願いするものであります。またそういった試みを、しっかりとさせていただければと思いますが、そういった指導までしていただけるのかどうか確認を取らせてください。

○江口保健体育課長 張り張りの効いた指導をしてみたいと思っております。

これまでも新型コロナウイルス感染症の経験から、学校は感染症の流行に、これまで以上に敏感になっておりますので、今後、しっかりと感染対策等を行う、また、こちらのほうでも指導してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○宮原委員 しっかりとその行動がなされるようにお願いをするものでありますので、よろしくお願いをしておきたいと思えます。

それでは次に、やっぱりこれはなかなか感染された方が、対応はできないんだらうと思います、学校では。医療に従事していないから。医療従事者との連携も取っていかねばならないと私は考えるわけでありまして、その点は

それぞれの学校において、医療従事者との連携がどのように取られているのか確認を取らせてください。

○江口保健体育課長Ⅱ医療の専門家との連携についてお答えいたします。

各学校には、学校医、学校薬剤師、学校歯科医という、地域の病院や薬局等に勤務しております専門家がそれぞれ配置されております。学級閉鎖等の相談も含め、感染症対策について、専門的立場から御指導、御助言をいただいております。

また、場合によっては、保健福祉事務所からも指導、助言をもらっているところでございます。

以上でございます。

○宮原委員Ⅱもう本当に、波を小さくする、波がなくなるように、いずれしていただかなければならないと私は考えています。そこまでやっていかないと、波は多分小さくならないだろうと思います。

交通事故でも私は伝えていきますけれども、交通事故ゼロを目指さないと、そうならないんじゃないですかと。やっぱりゼロを目指すことによって減っていくんです。減ったから喜んでちやいけいけいけです。事故はあっているんです。

で、感染者がゼロにならないと、感染は起きているので、減ったから喜んで、いや何もしないんだらうと思えます。目指すものは違うところにあるんだらうと思えますので、しっかりと目指すものを、目標を変えていただきながら、感染ゼロを目指していただきながら取り組んでいただくことが大切だろうと思えますので、そういった試みを持ってしっかりと今後取り組んでいただきたいと思っておりますので、今後の取組についてお伺いをしたいと思います。

○江口保健体育課長Ⅱ今後の感染症に対する教育委員会の対応についてお答えします。

今後も、学校における感染症の状況の把握に努めまして、関係部局と連携を図りまして、めり張りのある感染症対策を行っていくこととしております。

以上でございます。

○宮原委員Ⅱ佐賀県内においては、学校で多く流行しなかったと言われるようなニュースになれば、私は幸いに思うところであります。これが改めて、ならなかったからニュースになるということはなかなか難しいかもしれませんが、でも、やっぱり広がらなかつたら、その成果はあっているわけですので、その成果がニュースの中で取り上げることが私はいいのではないかなと思っております。しっかりと感染予防対策を取り組んでいただいて、感染者がないような形を取っていただきたいなど。感染と言うから、誰かがあつて、ほかに感染しなかったからそれはゼロだということもあるかもしれませんが、これは考え方なんです。しょうけれども、とにかく世の中からその被害が少なくなることで、そして、なくなることを期待するものでありますので、学校の中でもしっかりとその取組をしていただくように心からお願ひするものであります。よろしくお願ひしておきます。

それでは、次に移らせていただきたいと思えます。

次は、栄養教諭についてお伺いをさせていただきます。

今、栄養教諭という立場の方がおられます。栄養教諭の職務について、まずはお伺いをさせていただきます。

○江口保健体育課長Ⅱ栄養教諭の職務についてお答えいたします。

栄養教諭は、学校教育法に、「児童生徒の栄養指導及び管理をつかさどる」とされており、栄養に関する専門性と教育に関する資質を併せ有する教育職員であります。

栄養教諭の職務は大きく、食に関する指導と学校給食の管理の二つに整理をされております。食に関する指導では、全体計画の作成、児童生徒への給食指

導、各教科等における食に関する指導への参加、食に関する健康課題を有する児童生徒への個別的な相談指導を行うことです。学校給食の管理では、栄養管理及び衛生管理を行っております。この二つの職務を果たす栄養教諭は学校における食育の中心的な役割を担っているところでございます。

以上でございます。

○宮原委員Ⅱ栄養教諭ですけれども、これはどういった資格が栄養教諭に採用されるのか、基準があればお伺いをさせていただきます。

○江口保健体育課長Ⅱ栄養教諭につきましては栄養教諭の免許を有することになっております。

以上でございます。

○宮原委員Ⅱ単独で栄養教諭という免許があるわけですか。

○江口保健体育課長Ⅱはい、ございます。

○宮原委員Ⅱ分かりました。

先ほど、食に関する指導と、それから、給食に対する、献立なり、そういうことなんでしょうけれども、栄養の管理ということでございました。やっぱり役割は大きいんだろうと思います。先ほども食育とか、ああいう話もしていました。栄養管理がしつかりなされて、子供たちがすくすく育つ。生徒さんたちが育っていく。そして、そこに心も育むというところをさせていただかなければならないんだろうと思います。

そこに向けて、まず、食育について、学校なりの考え方もお伺いをさせていただきたいと思いますが、学校ではどういった形で食育を考えられているのかお伺いをさせていただきます。

○江口保健体育課長Ⅱ学校における食育の考え方にお答えいたします。

教育委員会では、食育を推進することで、子供たちに健全な食生活を送るための食に関する正しい知識と望ましい食習慣が身につくことを目指しております。

す。

その上で、学校における食育の推進について、栄養教諭だけでなく、全教職員が十分に連携協力して取り組むべきものと考えております。そのため、各学校において、食に関する児童生徒の実態や目標、指導内容等について全教職員で共通理解が図れるよう、食に関する指導の全体計画の作成について指導をしております。また、各学校の食育を担当する教職員を対象とした食育推進研修会の実施や、食育の取組が充実している学校を食育推進優良校として表彰をしております。

さらに、学校におけるさらなる食育の推進を目指して、令和四年三月に、学校全体で食育に取り組むよう、「学校における食育の手引」を作成いたしました。この手引につきましては市町立学校と県立学校の全てに配布をいたしまして、各学校で食育の推進に活用していただいているところでございます。

以上でございます。

○宮原委員Ⅱ表彰も行われているというところですけれども、それは一定の基準を超えたら表彰されるのか。先進的などころだけを表彰されているのか、どういった形で表彰をされているのか基準を教えてください。

○江口保健体育課長Ⅱある一定の基準がありまして、またそれから、それぞれの地区から推薦をしていたり、そういう形で、募集をかけまして、それで出てきたものを審査しております。

以上でございます。

○宮原委員Ⅱできるだけ優良地域といいましょか、優秀なところが出てくれば、それがいいわけでありまして、そこにも皆さん方が向かっていただければと思うところであります。よろしく願いをしておきたいと思っております。

栄養教諭なんですけれども、じゃ、栄養教諭はどういった形で取り組まれているのかお伺いをさせていただきます。

○江口保健体育課長Ⅱ栄養教諭の具体的な取組についてお答えいたします。

先ほど述べた栄養教諭の職務のうち、食に関する指導の具体的な取組といたしまして、関係する教職員と連絡、調整を行い、食に関する指導の全体計画を中心となって作成いたします。

次に、給食の時間に教室を訪問し、その日の給食に提供される食材や栄養についての指導を行っております。また、教室訪問ができないときには、学級担任が指導できるよう資料を作成したり、家庭科や生活科、保健体育科など、食に関わる内容がある学習において、学級担任や教科担当と一緒に授業づくりなどを行っております。

以上でございます。

○宮原委員Ⅱ給食時の話をされましたけれども、栄養教諭がするか、それか、担任がするかというようなお話がありました。これはどのくらいの間隔でされているんですか、毎日されているんですか。

○江口保健体育課長Ⅱこれにつきましては毎日ではございません。行ける……

（「それはまた質問するけん、よか」と宮原委員呼ぶ）

○宮原委員Ⅱ毎日じゃないというところですけども、じゃ、先ほどタマネギとかレンコンが白石でよく取れると。今日はタマネギが出ているけど、タマネギにはこんな栄養があつてねというようなお話がされているのか。レンコンはレンコンでこういったところで、白石のレンコンは八つの穴じゃありませんけど、もつとありますけれども、多くは八つの穴があつてですね、これが末広がりの意味なんだよとか、縁起担ぎのものがあるんだよとか、そういったお話がされているのかどうか分かりませんが、どのぐらいのペースでされるのか、学校それぞれで任せているので、把握できていないのか、そこら辺を教えてください。

○江口保健体育課長Ⅱそれぞれの学校で年間計画を立てまして、計画的に実施

をされております。

以上でございます。

○宮原委員Ⅱその計画、それぞれなのかもしれません。でも、一定の基準はあるんだろうと思いますけれども、じゃ、一週間に一回は必ずそういったことがなされているんでしょうか。

○江口保健体育課長Ⅱ一週間に一回等のそういう決まりはございません。

以上でございます。

○宮原委員Ⅱいや、決まりはないんでしょうけれども、計画はそれぞれなっているんでしょかとお伺いしたところで、できれば毎回毎回、教員の皆さん方が、給食と一緒に食べられることがあれば、そのときの気づきを語っていたかどうか、そういったところがなされればいいのかなど。改めて多く、十分も二十分もかけて言うところではなく、今日このようにして給食に出されている、これなんだけどとか、そういったお話を簡単にさせていただくことも食育の一環なんだろうと思いますので、そういった取組が多くなされるようにお願いできればと思います。そうやって子供たちは学んでいくだろうと思います。

そこら辺も教えていただくことも大切かと思っておりますので、そういった試みができるだけやっていただくように、また、栄養教諭の皆さん方にもそうお伝えさせていただいて、それぞれの担任の皆さん方もその試みをしていただければと思うところでありますので、よろしくお願いをしておきたいと思っております。

また、これは栄養教諭の免許を持たれているので、一定のレベルの方たちだろうと思います。でも、やっぱり向上していただかなければなりません。佐賀県の栄養教諭は立派な方たちばかりですよと他県から言われるような、その仕組みもつくっていたらと思うところでありますので、その資質向上に向けてどのような取組がなされているのかお伺いをさせていただきます。

○江口保健体育課長Ⅱ栄養教員の資質向上についてお答えいたします。

教育委員会では、栄養教諭等を対象に資質向上のための研修会を実施しております。今年度は文部科学省の食育調査官を講師として、国の動向などを踏まえた研修を行っております。また、昨年度は、公認スポーツ栄養士の資格を持つ大学准教授を講師といたしまして、食に関わる課題を抱える児童生徒の相談、指導についての研修を行ってまいりました。

また、栄養教諭の免許を持つ保健体育課の指導主事が学校給食の調理施設を計画的に訪問しまして、学校給食法に定められました衛生基準に基づく指導を行うことで、栄養教諭の衛生管理に関する理解を深め、危機管理意識の向上を図っております。

教育委員会としましては、栄養教諭の資質向上のために、今後も研修内容の充実や衛生管理等に対する指導、助言に努め、その職務を十分果たせるよう支援してまいります。

以上でございます。

○宮原委員 〓今日も言いましたとおり、食で育てるといふ観点があるんだろうと思いますので、そういったところで、しっかりと栄養教諭が献立等もしっかりとしたものをつくっていただきながら、そして、佐賀県の子供たちが本当に健康体であることを願うものであります。よろしくお願いをしておきたいと思っております。

それで、栄養教諭はそれぞれ佐賀県内にいらっしやるんだろうと思いますけれども、その役割を果たすためにしっかりと配置されているんだろうと思いますが、その配置状況についてお伺いをさせていただきます。

○岡教職員課長 〓栄養教諭の配置についてお答えいたします。

まず、学校給食は、学校で給食を調理する自校方式と、それから、複数の学校の給食を調理する給食センター方式がございます。各市町により、いずれか、または両方の方式が採用されているという状況でございます。そういう中で、

栄養教諭の配置は、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律で配置数の標準が定められているというふうなことでございます。

具体的に申しますと、自校方式による栄養教諭の定数は、児童生徒の数が五百五十人以上の学校は一人、児童生徒の数が五百四十九人以下の学校は四校に一人というふうな標準になっております。

また、給食センター方式による栄養教諭の定数は、給食を提供する児童生徒の数が千五百人以下の場合は、一つのセンターに一人、それから千五百人以上、六千人以下の場合は、一つのセンターに二人の配置というふうになっております。

こういう中で令和六年五月一日現在、各市町における給食調理の状況は、全自校方式となっている市町が三市町、それから自校方式と給食センター方式を併用している市町が五市町、全て給食センター方式となっている市町が十一市町というふうになっております。

ここ数年、県内では、自校方式から給食センター方式を採用する市町が増えておりまして、栄養教諭の定数は減少しているところでございます。

以上でございます。

○宮原委員 〓標準と言われて、基準を述べていただきました。

これは今の配置をお伺いすると、その前の栄養教諭の配置の食に関する指導をするという観点ではなく、学校給食の管理についての割り当てでなされているというところなんだろうと理解しましたけれども、それに合わせて配置されているんですね。

○岡教職員課長 〓栄養教諭の職務に関しては、先ほど保健体育課長が述べましたとおり、食に関する指導と給食管理と両方を栄養教諭が担うことになりました。したがって、食に関する指導は、教室を訪れての指導——複数の学校を兼務している栄養教諭の場合には、食に関する指導は、毎日、学校を訪れてとい

う形ではない形で食に関する指導を行うこととなります。

以上でございます。

○宮原委員Ⅱだから、対応については、配置については、学校給食の管理に對しての配置なんだろうと、私、理解したものでありますし、そうお答えになりましたので、もう確認は改めて取りませんけれども。そして食に関する指導については、代理の方たちにお願ひしながらもやっていくということで理解をしました。

やっぱり、役割は役割としてあるんだろうと思います。どっちを強く持つかなんだろうと思います。給食について役割を果たすならば、それはもう栄養士さんなんだろうと思います。

その役割も一つ。そして、もう一つ、もう一つ。でも志をどこに持っていくかなんだろうと思います。

当然ながら、私も存じ上げていますけれども、生徒数、かなり減少をする中、本当に個別にやっていくのもどうなんだろうかなというように思っています。すけれども、うーん、多分それぞれ、昨日ですけれども、玄海原子力発電所のほうに視察に行つてまいりました。肥前町を通りましたので、肥前町の小学校はどうなつていゝんですかとお伺ひすると、切子と合併したよというお話でありました。(頁で訂正)

やっぱりそれだけ生徒数が減つて統合がなされている。私は本当はあるべき姿だろうと思います。学校というのは、やっぱり多くの人とコミュニケーションを取る、その一つの場所なんだろうと思います。それはね、昔、何とか分校とか、もう山奥に生徒数六、七人でのどかにやっている風景も見られて、それもいい環境なのかもしれません。でも、やっぱり社会に出る上においては、私はやっぱり学校は多くの生徒がいるからこそ学校になるんだろうと思うし、また、それぞれの考え方が違うことによって、社会へ出る、その一つ手前を学ん

でいくんだろうと思つていました。

私の例を挙げると、私は北茂安小学校を出て、北茂安中学校に行かせていただきました。同窓会をしても、中学校の同窓会と多分なるんだろうと思います。小学校の同窓会をしてもいいんですけども、ほとんどメンバーは変わりません。隣に三根町がありました。三根町は三根西小学校と三根東小学校があつて、二つで三根中学校になります。私は大変勉強になつていゝんだろうと思つた。彼らのほうが必ず大人になるんだろうと思つていました、中学校のとき。また隣に久留米市があります。久留米市は本当に多いところは小学校六つで中学校になる。もうそれは本当に学びのところなんだろうと思います。

だからこそ、高校もできる限り大きなところにしていかなければならないと考えていますし、先日視察にお伺ひさせていただきました鹿島高校、今もう現在、たしか一学年三クラスになつていゝというような話だつたかと思つています。一クラス、学年で減つてきましたと。三クラスの高校が増えてまいりました。一学年百二十人、私の経験から言わせていただくと、私、三養基高校を卒業させていただきました。一学年二百七十人でした。今一学年二百名になつてます。活気があるかといえ、もう大変申し訳ない、もう本当にここでも申し上げたかもしれませんけども、真面目でしっかりとした生徒たちさんたちばかりなんだろうと思います。でも活気は、また別なんだろうと思います。

私は、多くの生徒が受け入れられるような学校を整えるべきだろうと思つますし、教育委員会には、またお願いするところがありますけれども、やはり町のそれぞれの教育委員会並びに市町の行政にお願ひしながら、小学校、中学校、大きなものにしていただきたい。いや、そこにいないんですよ、いや、合併すればそうなるんじゃないですかと私は思うので、できるだけそういった環境を整えていただくようお願いしたいなど。

では、どうやって通わせるんですか。通わせるのはあなたたちが考えるんで

す——というところをやつぱりしていただきたいと思ひます。そういったことをしていきながら、やつぱり、それぞれの教員の役割が果たせるんだらうと思ひます。場所、場所、それぞれに行くんでは大変きつうございますし、またやつぱり一遍に大きなところをしたほうがいいんだらうと思ひます。

最近よく、いじめの話、まあ昔からあるんでしようけれども、大きなところでは、いじめは多分大分少ないんだらうと思ひます。それだけ今生徒数を減らされていますけれども、生徒数を減らせば減らすほど、いじめは本当にひどくなつてまいります。これはいじめられたことがない人は分からないかもしれませんが、いじめられた者からすれば、生徒数が減れば、それはピラミッドは簡単にできやすいんで、私は大きなクラスをつくり、大きな学校を造つていくことがいじめの解消になるんだらうと思ひます。

大学に行つていじめがあるかといへば、いじめはありません。それは多くを支配できる人がいないから。それぞれで、それぞれのグループがいっぱいあるから。そういったことも考えながら、環境を整えていただくことを教育委員会にはお願いするものでありますので、今後また改めてこういった質問をさせていただきますけれども、そこに向けて改めて考えをさせていただいておきたいと思ひます。

今は栄養教諭でございますので、栄養教諭について、また改めて戻らせてお伺いをさせていただきますけれども、栄養教諭、これからの業務に専念していただくかなければなりません。

じゃ、合併したところをお伺いしますけれども、今、視察で、昨日お伺いしましたけれども、唐津とかは、本当、それぞれの学校、遠くにあるわけでありまして、じゃ、栄養教諭の指導が行き届いているかどうかという不安になるわけでありまして。

先ほど述べられました、その基準四校につき一人の栄養教諭となされています。

すけれども、唐津においては、そういったことがちゃんと整っているかどうか、お伺いをさせていただきます。

○岡教職員課長 唐津市につきましては、給食センターでやっているところでございますので、給食実施校数、四十七校ございますけれども、七人の栄養教諭がそれを担当している状況でございます。

○宮原委員 それは給食センターもあるから給食センターには一人で四校のところは一人ちゃんと配置して、その基準は満たしていますというお話なのかどうか、確認を取らせてください。

○岡教職員課長 基準に基づいて配当しております、一人当たりの校数は六校ちよつとというふうになっております。兼務している学校の数が六・七校となっております。

○宮原委員 大変スキルが高い、栄養教諭が担当されて、基準は四校ですけれども、六校を担当されているということだらうと思ひます。

その方は、その方でできるんでしようけれども、もし違う方が行かれたら、そのスキルがなかったら大変になるわけでありまして、そこら辺、今後は考慮していただきながら、しっかりとした配置をお願いするものでありますので、その点、了解していただけるのかどうか確認をしたいと思ひます。

○岡教職員課長 配置については、県内の状況に基づいて、基準に基づいて適切に配置をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○宮原委員 適切にされるということでありまして、今後ちゃんとしつかりと見届けていきたいと思ひます。

すみません、さつき申し訳ありません。肥前小学校が、切子と申しましたけれども、肥前に切子があつて、大変申し訳ない、竹木場でした。あの唐津の竹木場と一緒に学校が淘汰されたそうであります。

多分私は、それは唐津市が頑張られて、そうやって学校なりに維持するため、そういった生徒数を集めて、しっかりとした学校として成り立つようになっているんだろうと思います。県内もそういった取組がなされることを願うものでありますし、もう皆さん十分に御承知かと思えますけれども、中学校段階では、もう部活動ができないような状況になってまいりました。

私の頃は、本当に野球が基本で、野球がなかなかできない子がほかに行くというような感じでありましたけれども、今、野球チームはもうほとんどできなくて、一時期は私の地元でも部員数が二人で、もう部活はやめようというような状況になって、今は合併したようなところをつくられていますけれども、もうなかなかその部活が成り立たないような状況の学校ばかりになってきているわけであります。

学校自体が大きくならないと、その部活動も成り立たない。で、隣の学校とじゃ一緒にやってやるのも一つのこれは対応策であって、学校のあるべき姿じゃないんだろうと思います。

だからこそ、改めて申し上げますけれども、県教育委員会から、それぞれの市町に大きな学校をちゃんとしっかりと造っていく、学校たる学校を造っていただくということを、できればお願いするものでありますので、今後の課題として持っていたいただければ幸いに存ずるところでありますし、ぜひともしていただきたいと私は願っています。よろしくお願いをしておきたいと思えます。

これから本当に未来ある子供たちをしっかりとした大人につくっていき、そしてこの佐賀県が本当に皆さん方が、本当に佐賀県がいいですねと言われるような佐賀県をつくっていきたいと思っておりますので、また皆さん方の御協力も心からお願ひするものでありますし、皆さん方の御努力を重ねてお願い申し上げます。私の質問を終わらせていただきます。

終わります。

○富田委員長 〓これで質疑を終了いたします。

暫時休憩します。十六時二十分をめぐりに委員会を再開いたします。

午後四時四分 休憩

午後四時二十分 開議

○富田委員長⇨委員会を再開いたします。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はあっておりません。討論はないものと認めます。よって、討論を終結し直ちに採決に入ります。

○採 決

○富田委員長⇨まず、甲第四十三号議案中、本委員会関係分、甲第四十四号議案、乙第六十三号議案及び乙第七十三号議案、以上四件の議案を一括して採決いたします。

原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○富田委員長⇨全員起立と認めます。よって、以上四件の議案は原案のとおり可決されました。

次に、請第七号請願「小中高のすべてで三十五人以下学級の実現、正規・専任の教職員の増員、特別支援学級の編制基準の見直し、教育費の保護者負担軽減を求める請願」を採決いたします。

本請願を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○富田委員長⇨起立者少数と認めます。よって、本請願は不採択となりました。次に、請第六号請願「重心医療の現物給付に関する請願」を採決いたします。本請願を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○富田委員長⇨全員起立と認めます。よって、本請願は採択されました。お諮りいたします。

ただいま採択されました請第六号請願「重心医療の現物給付に関する請願」につきましては、執行機関に送付し、後日、その処理の経過及び結果の報告を

求めることを議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○富田委員長⇨御異議ないものと認めます。よって、そのように取り計らいます。

○継 続 審 査

○富田委員長⇨最後に、九月定例会から引き続き審議中の

一、県民環境行政について

一、健康福祉行政について

一、男女参画・子育て行政について

一、教育の振興について

以上四件につきましては、諸般の検討が必要ですので、閉会中の継続審査といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○富田委員長⇨御異議なしと認めます。よって、以上の四件について継続審査を議長に申し出ることにいたします。

以上で本委員会に付託された案件の全部を議了いたしました。

なお、本日の委員会での質疑応答において、数字、または字句の誤り及び不適切な表現などがありました場合は、適宜委員長の手元で精査の上、訂正などを行うことに御承認を願っておきます。

これをもちまして文教厚生常任委員会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。

午後四時二十四分 閉会

速 記 者 吉 末 久 子